

決算審査特別委員会記録

＜商工労働部、農林部、教育委員会＞

開催日時 平成21年10月15日（木） 13：41～17：45

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

国中 憲治 委員長

森山 賀文 副委員長

浅川 清仁 委員

井岡 正徳 委員

大国 正博 委員

森川 喜之 委員

中野 明美 委員

神田加津代 委員

丸野 智彦 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

粒谷 友示 委員

出席理事者 福田 商工労働部長

稲山 総務部長

浅井 農林部長

富岡 教育長

上田 監査委員事務局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第80号 平成20年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○国中委員長 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

日程に従い、商工労働部、農林部、教育委員会の審査を行います。

なお、理事者においては、小林全国高校総体開催推進室長が欠席のため、大野室長補佐に代理出席していただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、商工労働部長、農林部長、教育長の順に説明を願います。

○**福田商工労働部長** それでは最初に、一般会計の歳出決算額についてご説明を申し上げます。

「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」の6ページ、第7款労働費では、第1項労政費、第2項職業訓練費、第3項労働委員会費の三つの項がございまして、まず第1項の労政費では1,461万7,000円が不用となっておりますけれども、これは人事異動に伴う職員給与の減少等によるものでございます。また、第2項職業訓練費では、9,720万9,000円が不用となっておりますが、これは職場適応訓練の訓練生の減少等により、執行残となったものでございます。

続いて、7ページ、第9款商工費では、第1項商工費、第2項金融対策費の二つの項でございまして。翌年度繰越額につきましては、第1項商工費で450万円の繰り越しがございまして、これは商店街等活性化事業ほか1事業で、国の平成20年度二次補正の対応により2月補正を行ったものでございます。

次に、不用額の主な内容といたしましては、第1項商工費で1億7,208万4,000円が不用となっておりますが、これは職員給与の執行残、あるいは商工会等補助金の執行残等によるものでございます。また、第2項金融対策費の1億6,920万1,000円の不用は、制度融資の利子補給金等の減少により執行残となったものでございます。

次に、12ページ、奈良県営競輪事業費特別会計でございまして。

まず、歳入でございまして、第1款事業収入、第1項事業収入、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第2項財産売却収入、第3款繰入金、第1項繰入金、第4款諸収入、第1項雑入となっております。

13ページの歳出は、第1款商工費、第1項競輪事業費でございまして、これの不用額19億1,749万7,000円の主なものは、車券の売上が見込みよりも減少したことに伴う車券払戻金の減等によるものでございます。なお、平成20年度は欄外にございまして、歳入歳出差引2,253万9,000円の黒字となっております。

22ページ、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の歳入歳出決算についてでございます。歳入は、第1款繰越金、第1項繰越金、第2款諸収入、第1項県預金利子、第2項貸付金元利収入、第3項雑入で、貸付金元利収入の収入未済額34億4,126万円は、経営不振あるいは倒産等による延滞金額となっております。

23ページ、歳出でございますが、第1款商工費、第1項中小企業振興資金貸付事業費となっております。これの不用額18億5,790万9,000円の主な内容は、貸付金の借入申込者の減少等によるものでございます。

次に、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」の100ページ、労働費、ふるさと雇用再生特別対策では、国からふるさと雇用再生特別交付金の交付を受け、継続的な雇用機会を創出するための事業に活用するため、奈良県ふるさと雇用再生特別基金を造成いたしました。また、国の緊急雇用創出特別対策では、同様に国から、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受け、一時的な雇用就業機会を創出するための事業に活用するため、奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成いたしました。

次の101ページ、労使関係の安定促進でございますが、中小企業労働相談所に労働相談員を2名配置し、解雇、賃金不払い、不当労働行為等、さまざまな労働問題についての相談を実施いたしました。平成20年度の相談件数は258件となっております。

次に、認定職業訓練に対する助成では、中小企業団体が実施いたします職業訓練に対して、記載のとおり助成を行い、労働者の技能水準の向上を図ったところでございます。

奈良県職業能力開発協会への助成では、技能検定並びに職業能力開発事業等を実施する当該協会に対しまして助成を行いました。

102ページ、障害者の職業訓練といたしましては、知的障害者を対象とした職業訓練を記載のとおり実施するとともに、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じた委託訓練を実施し、障害者の就職促進を支援いたしました。

高等技術専門校における職業訓練の実施につきましては、新規学卒者、離転職者等を対象に普通課程2科、短期課程6科で職業訓練を実施し、技能労働者の育成に努めたところでございます。

103ページ、離職者等再就職支援対策では、離職者、若年者等を対象に、民間職業訓練施設を活用した職業訓練を実施し、再就職を支援いたしました。

次に、若年者に対する就職支援といたしまして、若年者の雇用を促進するため、しごとiセンターでの重点的な取り組みとして、奈良ジョブカフェを運営するとともに、就職フォーラムの実施や若者無業者等の職業的自立を支援する地域若者サポートステーションの設置運営を行う団体へ支援を行いました。

障害者等就職促進対策としては、障害者の方々の雇用促進を図るための支援施策として、職場適応訓練を実施いたしました。

104 ページ、シルバー人材センターの育成では、高齢者の就業機会の拡大のために、シルバー人材センターに対して記載のとおり補助を行いました。

二つ目の職業相談、職業相談情報提供等、就職に関する総合センターの運営といたしましては、雇用職業機会の創出支援対策として、しごと i センターで就職相談、情報提供及び就職支援技術講習を実施いたしました。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

次に132 ページ、商工業の振興対策でございますが、商工会等補助事業として、商工会、商工会議所、及び商工会連合会が行う経営改良普及事業に対しまして、記載のとおり助成をいたしました。また、中小企業連携組織対策事業補助では、中小企業の組織化を推進し、事業共同組合等による産業の振興を図るための事業を実施しています中小企業団体中央会に対して助成を行ったところであります。

また、県立樫原公園において、10月25日と26日の2日間にわたりまして、「食と農のフェスティバル」と同時開催をし、5万2,000人の来場者を得ました「商工技能フェスティバル」の開催経費に対しまして補助をいたしました。

133 ページ、商店街パワーアップ事業では、商店街活性化対策として空き店舗活用事業などの先進的な取り組みを実施している県内の4地域に対して支援するとともに、二つ目の商店街等活性化事業で、街路灯等の共同施設の整備等に対して助成を行いました。

それから県内消費の拡大推進事業でございますが、県内消費の拡大を図るため、県民消費動向アンケート調査の実施、消費関連統計の分析等により、問題となる原因及び課題等の整理・検討を行いました。

次の奈良ブランド開発事業支援では、奈良ブランドのコンセプト、取り組み方針などの検討を行いました。

また、奈良県産品情報発信事業では、県産品の情報発信をするため、代官山 i スタジオで「奈良の逸品フェア」などを開催いたしました。

奈良県観光活性化事業は、明日香村の観光事業者等を対象に、セミナーの開催や専門家の派遣を行いました。

134 ページ、奈良経済発展戦略推進事業によりまして、民間事業の主作品開発、販路開拓、調査研究等に対して12件の助成をいたしましたほか、新製品、新技術開発等で優秀な実績をおさめた県内中小企業を奈良県ビジネス大賞として表彰をいたしました。

また、次の農商工連携促進事業では、農林水産業と商業、工業との産業間連携を構築強

化するための実施事業等に対して2件の助成を行いました。

新しい産業の創出といたしましては、県内ベンチャー企業の創業を促進するため、創業期の企業者に低価格の賃貸オフィスを提供するやまと創業インキュベーター運営事業を実施いたしました。

135ページ、科学技術の振興でございますが、県庁力活用リエゾン事業では、中小企業支援センターと公設試験研究機関が一体となって、県内企業の技術課題や新製品開発事業化、販路開拓等に関するニーズを収集、分析し、新たな産業を育てるための資金を公式に運営するため、コーディネーターの設置等、記載の事業を実施いたしました。この事業の実施により、24件の国の競争的資金等の採択を得たところでございます。

また、地域研究開発拠点創生事業では、奈良県中小企業支援センターが中核機関となりまして、産・学・官が結集して実施しております地域結集型開発プログラムに対して助成を行いました。

136ページ、県有特許等出願維持管理事業では、公設試験研究機関の研究成果で活用が見込まれる発明等についての出願、顕微化を図りました。また、知的所有権活用促進事業では、社団法人発明協会奈良県支部を知的所有権センターとし、知的所有権に関する施策の一元化を図ったところでございます。

次に、企業の力強化対策といたしまして、中小企業支援センターが実施いたします窓口相談、人材育成等の各種事業に助成を行い、産業支援のワンストップサービス体制の充実に取り組みました。また、地場産業の振興対策として、地場産業振興センターが実施する新商品開発、需要開拓、相談窓口の設置等に対して助成を行いました。

137ページ、企業立地の促進でございますが、企業訪問のほか、産業用地情報の収集整理や企業立地後アンケート調査の実施などによりまして、企業ニーズを把握し、情報提供等を実施いたしますとともに、企業立地コンシェルジュを配置し、ワンストップの対応を行うなど、企業ニーズに迅速に対応し、ターゲットを絞った誘致活動を行ってまいりました。平成20年度の工場立地件数は、平成19年度と同数の26件となっております。

また、ホテル立地の促進では、県営プール跡地を活用した良質な宿泊施設の誘致活動を展開いたしますとともに、多様な宿泊施設を創出するため、総合的な支援事業に取り組んだところでございます。

138ページ、地場産業の振興対策として、御所市産業振興センター事業費並びに宇陀市下水前処理施設維持管理費に対しまして、それぞれ助成を行いました。さらに、商品企

画力の向上を図るなど、小規模零細地場産業の振興を図るために、記載の履物見本市事業のほか、それぞれ記載の事業に対して助成を行ったところであります。

139 ページ、技術指導の強化対策といたしましては、県内中小企業の技術力強化のため、工業技術センターを中心に、中小企業の技術者に対する技術研修、技術指導を実施いたしました。

また、工業技術センターに専門的知識や経験等を持った人材を配置いたしまして、職員への技術継承等を行うとともに、センター研究員を京都大学に派遣し連携を行うことで、センターの技術力向上を図ったところでございます。

技術開発の推進対策では、受託共同推進事業により、工業技術センターに蓄積している技術シーズを活用した事業化研究等を実施いたしました。

140 ページ、中小企業に対して、工業技術センターの研究基地を開放して研究開発を支援いたしますものづくりオープンラボ事業や、繊維・プラスチック等の機能的素材開発、あるいは機械部品の高付加価値化など、記載の研究を行いました。

次に、制度融資の利子補給及び保証料補給につきましてでございます。県内の厳しい経済情勢に対応いたしますため、平成20年11月に、新たに限度額や融資利率、保証料等が有利な原材料価格高騰等緊急特別対策資金を創設いたしまして、その周知と利用促進に努めたところでございます。融資実績といたしましては、1,781件、235億円強となっております。

その他、中小企業の金融円滑化を図るための制度を継続し、資金面での支援を図ったところでございますが、詳細につきましては、141ページから142ページにかけての一覧表のとおりでございます。

142 ページ、信用保証協会の損失補償についてでございます。中小企業者の事業資金円滑資金調達の円滑化を図りますため、制度融資で代理弁済に至った案件に対しての損失補償を、県信用保証協会に実施いたしました。

次の特別広域高度化事業では、経年ガス管の入れかえ事業を行う近畿ガス事業共同組合に対し、記載のとおり貸し付けを実施いたしました。

以上で、商工費に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の事業内容についてご説明を申し上げます。

200 ページ、奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の小規模企業者の設備投資支援

につきましては、設備資金貸付事業及び設備貸与事業を行います奈良県中小企業支援センターに対しまして、記載のとおり必要資金の貸し付けを実施したところでございます。

以上で、商工労働部の平成20年度の主要施策の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

続いて、浅井農林部長から説明をお願いいたします。

○**浅井農林部長** 「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」の6ページ、第8款農林水産業費についてでございます。翌年度の繰越額が17億7,452万4,000円、不用額が11億4,213万5,000円でございます。

項別にご説明いたします。

まず、第1項の農業費、不用額2億239万9,000円で主なものは、職員の新陳代謝等に伴う人件費の減でございます。

次に、第2項の畜産業費で、不用額1億4,062万1,000円で主なものは、人件費の減によるものでございます。

7ページ、第3項農地費、翌年度繰越額が8億7,131万9,000円となっております。県営圃場整備事業、それから農林漁業用揮発油税財源身がわり農道整備事業などにおきまして、地元調整、工法検討に不測の日数を要したことなどによる繰り越しでございます。また、不用額3億453万6,000円の主なものは、土地改良事業におきます市町村事業の減などによるものでございます。

第4項林業費で、翌年度繰越額が9億320万5,000円となっております。これは林道整備事業、また治山事業などで、地元調整や工法検討に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

また不用額4億7,989万4,000円でございますが、主なものは職員の新陳代謝によります人件費の減、その他事業費の減によるものでございます。

第6項農林金融対策費、不用額1,477万3,000円でございますが、これは利子補給対象となります貸付額の減と農業改良資金貸付金特別会計への繰出金の減などによるものでございます。

次の8ページ、第13款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費で翌年度繰越額2,

010万円となっております。これは、林道災害復旧事業におきます事業実施主体の事業の遅れによるものでございます。

また、不用額1億4,145万7,000円の主なものは、農地及び農業用施設災害復旧事業、また林道災害復旧事業の事業費の減によるものでございまして、災害の発生件数が少なかったことによるものでございます。

次に、特別会計についてご説明いたします。

20ページの奈良県農業改良資金貸付金特別会計でございます。歳入、第2款繰越金でございます。予算現額よりも収入済額が増加しておりますが、これは前年度剰余金の増によるものでございます。

第3款諸収入、第2項貸付金元利収入におきまして、収入未済額5,996万7,000円は、借受者の経営悪化によるものでございます。今後も引き続き収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

第4款県債でございますが、繰越金増などによりまして県債発行を行いませんでした。

21ページ、第1款農林水産業費、第1項農業改良資金貸付事業の不用額3億959万7,000円で、これは借入申込者の減によるものでございます。

28ページ、奈良県林業改善資金貸付金特別会計であります。

歳入、第2款繰越金、予算現額より収入済額が増加して、先ほどと同じ理由でございますが、前年度剰余金の増によるものでございます。

また、第3款諸収入、第2項貸付金元利収入の収入未済額1,778万3,000円でございますが、借受者の経営状況の悪化によるものでございます。今後、収入確保に努めてまいりたいと考えております。

29ページ、歳出、第1款農林水産業費、第1項林業改善資金貸付事業費の不用額1億6,750万8,000円は、資金需要の減によるものでございます。

30ページ、奈良県中央卸売市場事業費特別会計でございます。

歳入、第1款使用料及び手数料、及び第4款諸収入につきまして、収入未済が使用料及び手数料で4,824万2,000円、諸収入で1,269万7,000円生じております。これらは市場の施設使用料及び電気使用料等で、空き店舗施設の返還等による減収、また市場内業者の経営状況の悪化等によりまして、納付が遅延しているものでございます。なお、そのうち、9月末現在で340万円余が納付されております。引き続き債権の回収に努めてまいります。

31ページ、歳出、第1款農林水産業費、第1項中央卸売市場事業費の不用額3,985万1,000円は、諸経費の節減によるものでございます。

第2款繰上充当金、第1項繰上充当金でございます。

これは平成19年度におきまして、歳出抑制に努めましたが、使用料の減、未収金の増加等によりまして、歳入の減少が想定を上回り、歳出に対して437万4,000円の歳入不足となりました。そのため、地方自治法施行令第166条の2の繰上充用により、平成20年度の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万4,000円補正いたしましたものでございます。

平成20年度におきましては、歳出抑制と歳入確保に努めた結果、歳入が6億3,749万8,000円、歳出が6億3,152万3,000円となり、次年度に597万5,000円の繰り越しで、歳入不足は解消されております。

続きまして、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」の106ページ、農林水産事業費につきまして、主なものをご説明いたします。

農村地域の活性化等でございます。県産農林水産物や加工品等の消費拡大を図るために、昨年10月の25、26日、県立樞原公園内で「奈良食と農のフェスティバル」を商工まつり、技能フェスティバルと同時開催いたしました。5万2,000人の方々に来場していただいたところでございます。

構造政策の推進で、意欲ある担い手である認定農業者や集落営農組織を育成するため、担い手育成総合支援推進協議会が行います担い手育成活動を支援いたしました。なお、平成20年度末では、1,043人の認定農業者となっております。

107ページ、新農業の推進で、いきいき農産物直売所促進事業でございます。県内直売所の活性化を図るため、県と共同協定を締結した農産物直売所「地の味・土の香」のブランド化を図るとともに、直売所全体のレベルアップを推進いたしました。

次に、遊休農地の解消・活用で、奈良県の農地担い手確保事業では、遊休農地の解消・活用と担い手の育成を図るために、担い手バンクシステムを活用し、農地の利用調整を促進いたしました。平成20年度の担い手バンクの登録件数は201件となっております。

108ページ、中山間地域等直接支払事業で、急傾斜、緩傾斜等、農業生産条件が不利な中山間地域におきまして、面的にまとまりのある農用地を対象に、農業生産活動等を行います農業者等に対しまして、直接支払を実施いたしました。

奈良のうまいものづくり事業、平城遷都1,300年に向けて、奈良のうまいものの普

及・定着を図るため、PRを行いまして、282店舗で販売していただいております。

奈良でうまいもの戦略検討事業でございます。観光客や県民の方々に奈良の「食」に興味を持っていただくための方策を検討するとともに、首都圏で奈良の「食」セールスプロモーションを実施いたしました。

109ページ、農業士活動事業では、指導農業士によります農家留学生の受け入れ及び研修指導を実施いたしました。また、子どもたちのこめ支援事業では、子どもたちが食や農に対する理解を深めるため、橿原市ほか2町村で米づくり体験を行い、収穫された米をアフリカの食糧不足国エチオピアへ提供する活動の支援を実施いたしました。

110ページ、奈良の特産品推進事業では、農業者を含む共同体の企画によります新商品・サービスの開発、それから奈良の特産品の情報発信などに関しまして、記載の事業を実施いたしました。65店舗で奈良の特産品を販売していただいております。

青果物の消費拡大、価格安定対策、大和野菜推進事業では、大和野菜の産地育成と流通体制を確立するため、大和野菜の認定と消費者への情報提供等を実施し、大和野菜等の県産野菜を49店舗で販売していただいております。

111ページ、大和茶のブランド化推進でございます。大和茶全国展開推進事業では、高級大和茶商品を商品化するとともに、東京での販路拡大を支援いたしました。

112ページ、資源循環型農業推進総合対策事業では、土づくり、化学肥料低減等を行うことによりまして、持続性の高い農業生産方式を推進いたしております。エコファーマーの認定数は600名となっております。

有機農業推進事業では、有機農家への参入促進や普及・啓発を推進するため、県内の有機農業について実態調査を行い、県有機農業推進計画を作成いたしました。

鳥獣害対策推進事業では、野生鳥獣の適切な保護等に関する情報の収集と提供を行うとともに、被害防止対策に取り組む集落リーダーの育成をするための研修等を実施いたしました。

113ページ、海外農業交流推進でございます。

タイからの農業研修生2名の受け入れに対しまして、補助いたしました。

新規就農者養成事業では、農業大学校におきまして、基礎・専門・高度専門課程における講義及び実習による担い手養成研修を行うとともに、定年退職者を対象といたしました農業基礎短期研修、定年退職予定者を対象といたしました就農準備週末研修等を開催いたしました。

114 ページ、畜産物の生産振興でございます。

県内産和牛生産強化事業では、大和牛の生産振興を図るために、受精卵移植によります和牛子牛の増産及び大和牛の素牛導入資金に対しまして助成いたしました。

食肉流通センター事業として、食肉公社及び食肉会社に対し、記載のとおり助成いたしました。なお、昨年1月に経営改革等検討委員会からいただきました提言を踏まえまして、昨年度から運営費補助の削減に取り組んでおりますが、今年度も引き続き改革に取り組んでまいります。

115 ページ、家畜伝染病の予防でございます。

鳥インフルエンザ防止対策事業では、高病原性鳥インフルエンザにかかりますモニタリング調査を実施いたしました。また、農畜産物の安全性確保では、死亡牛全頭検査推進事業といたしまして、24カ月齢以上の死亡牛のBSE全頭検査を実施いたしました。

次に、うだ・アニマルパークの管理でございます。

昨年4月に開園いたしましたうだ・アニマルパークの運営管理を始めたところでございます。昨年度は7万人余の方々に来園していただきました。

116 ページ、土地改良事業費につきまして、116 ページの県営圃場整備事業から118 ページの国営農業水利事業費等負担金まで、圃場整備、用排水路の整備、集落排水事業等、農業農村の基盤整備や環境整備を記載のとおり実施いたしました。

118 ページ、奈良東部広域農道整備事業から、119 ページのふるさと農道緊急整備事業まで、地域の農業生産の強化、経営の合理化を促進するため、各種農道整備を記載のとおり引き続き実施いたしました。

119 ページ、県営ため池整備事業から120 ページの国営総合農地防災事業負担金まで、農地防災の観点から、ため池の整備、農業用河川工作物の改修等を引き続き実施いたしました。

120 ページ、国営農業農地開発事業費負担金から国営総合農地開発事業関係国庫委託調査まで、記載のとおり実施いたしました。

121 ページ、林業後継者の育成でございます。

記載のとおり、技術指導ほか実施いたしました。

122 ページ、林業機械化の推進でございます。

平成12年度に開所いたしました奈良県林業機械化推進センターにおきまして、記載の研修を実施いたしました。また、適切な森林施業の推進でございますが、森林整備地域活

動支援事業では、計画的に森林整備のための地域活動を実施する森林所有者等に対しまして、交付金を交付いたしました。

123 ページ、森林環境税の活用でございます。

森林環境教育推進事業では、森林環境教育指導者を養成するとともに、養成セミナー修了者が行います体験学習を141回実施いたしました。

森林組合の育成強化でございます。

県産材安定供給促進事業では、高密度作業路の開設や県産材の生産促進等を記載のとおり実施いたしました。

124 ページ、奈良県地域材認証支援事業では、消費者が求める品質を備えた県産材を安定供給するため、地域材認証制度の普及活動等に対し助成いたしました。

次に、山村地域の振興でございます。

山村地域におきます農林業の振興、山村と都市との交流を促進するため、記載のとおり2市村に対しまして補助をいたしました。

125 ページ、鳥獣被害防除事業では、有害鳥獣捕獲施設の設置及び有害鳥獣駆除に対しまして、それぞれ市町村に助成いたしました。

126 ページ、上段の狩猟担い手確保育成事業でございます。

農林業被害の軽減を図るために、狩猟免許の取得を促進するとともに、安全技術向上講習を実施いたしました。

次に、地域森林計画の樹立でございます。

森林情報統合推進事業では、森林林業に関する情報を一元管理するため、森林地理情報システムを整備いたしました。

次に、林道整備事業でございます。

県営林道の開設では、那知合永井線ほか2路線で実施いたしました。また、市町村が実施する林道の開設では、北股弓手原線ほか3路線に対しまして助成をいたしました。

127 ページ、民有林造林補助事業で、公的森林整備推進のほか、記載の4事業により民有林の造林等に対し補助し、3,774ヘクタールを整備いたしました。

次に、森林環境税の活用でございます。

森林環境保全緊急間伐事業では、森林が発揮すべき環境面の機能の増進を図るため、放置人工林について、強度の間伐を687ヘクタール実施いたしました。

128 ページ、奈良の元気な森づくり推進事業費、放置人工林を調査し、森林所有者に

対しまして森林整備に活用できる制度の紹介や、森林の公益的機能についての普及啓発を実施いたしました。

次に、未整備森林の整備で、地球温暖化防止を図るため、森林所有者による自主的な整備が進まない未整備森林519ヘクタールをモデル的に整備いたしました。

次に、治山事業でございます。

山地災害を防止し、県土の保全を図るため、山地治山事業17カ所ほか記載のとおり実施いたしました。

129ページ、里山林機能回復整備事業で、自然環境や景観の保持、生物の多様性の確保など、本来の機能を回復させるために、放置され荒廃した里山林、7.31ヘクタールを整備いたしました。

次に、林業における新技術開発事業で、木材の新利用技術、森林林業技術の開発など、記載の事業を実施いたしました。

次に、下段の内水面振興対策事業でございます。

河川漁業奨励事業では、大型あゆの適正放流を促進するとともに、漁場の水環境等にかかる監視調査等を実施いたしました。また、カワウ食害防止対策事業では、カワウによります、あゆ等水産資源への被害対策を実施いたしました。

130ページ、農業金融資金の貸し付けでは、農業近代化資金等農業経営の近代化及び改善等を図るために、利子に対し助成いたしました。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、災害復旧についてご説明いたします。

192ページ、農地及び農業用施設災害復旧事業で、平成19年の過年債及び20年債にかかります災害復旧を行った6市村に対しまして、所要の助成措置を講じたところでございます。また、林道災害復旧事業では、20年債によります林道の災害復旧に対しまして所要の助成措置を講じたところでございます。

193ページ、林地荒廃防止施設災害復旧事業では、過年の19年債によります林地荒廃防止施設の災害復旧に取り組んだところでございます。

続きまして、農林部所管の特別会計についてご説明をいたします。

199ページ、農業改良資金の貸し付けでは、新しい農業生産方式の導入等に必要な資金を農業者へ無利子で貸し付ける事業でございます。平成20年度は記載のとおり、3件の貸し付けを実施いたしました。

205ページ、林業改善資金貸付金特別会計でございます。

この事業におきましても、林産物の新たな生産方式の導入等に必要な資金を無利子で貸し付ける事業でございます。記載のとおり6件の貸し付けを実施いたしました。

206ページ、中央卸売市場事業費特別会計でございます。

記載のとおり、平成20年度では、青果水産物関連店舗の総取扱高は17万トン余、総取扱金額は505億1,100万円余でございます。

以上で、決算報告及び主要施策の成果に関する報告によります農林部関係のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

続いて、富岡教育長に説明をお願いいたします。

○**富岡教育長** 教育委員会が所管する教育費につきまして、平成20年度決算の状況をご説明いたします。

まず、「平成20年度奈良県歳入歳出決算報告書」の7ページ、第12款教育費、第1項教育総務費、翌年度への繰越額744万7,000円があり、不用額は3億799万9,000円余りではありますが、このうちには総務部所管の恩給及び退職年金費の不用額823万4,000円余りが含まれております。教育委員会所管の不用額は2億9,976万5,000円余りとなります。これは、国庫補助事業費の減及び諸経費の節減による執行残によるものであります。

なお、翌年度への繰り越しは、教職員の旅費支給事務の円滑な遂行を図るため、市町村教育委員会が行う小・中学校のパソコン整備及び改修の経費に対して補助を実施するものであります。これはことし2月の国の二次補正であります地域活性化生活対策臨時交付金を活用したことによるものでございます。

次に、第2項小学校費でございます。

不用額は6億7,804万3,000円余りであり、職員の新陳代謝等による人件費の減及び諸経費の節減による執行残によるものであります。

8ページ、第3項中学校費であります。不用額は5億1,128万6,000円余りであり、人件費の減及び諸経費の節減による執行残によるものでございます。

次に、第4項高等学校費であります。

翌年度への繰越額9,922万8,000円があり、不用額は5億7,091万7,0

00円余りであります。不用額は人件費の減及び諸経費の節減、並びに諸工事等の入札による執行残でございます。

なお、翌年度への繰り越しは、まず県立高等教育用コンピューター整備事業があります。これは国の二次補正であります地域活性化生活対策臨時交付金を活用したことによるものであり、県立高等学校の図書室などにおいて、生徒の情報検索等に活用するため、コンピューターを整備するものでございます。

また、高等学校耐震化事業の繰り越しがございます。二階堂高等学校ほか7施設の耐震診断について、関係機関との調整に不測の日時を要したものでありますが、9月末にはすべて完了いたしました。

また、奈良朱雀、生駒、郡山高校の耐震設計を繰り越しいたしましたが、これは昨年12月の国一次補正であります地域活性化緊急安全実現総合対策交付金を活用したものでございます。

さらに、高等学校整備事業の繰り越しがありますが、これは旧奈良工業高等学校の跡地整備において、境界画定に不測の日時を要したものでございます。

次に、5項特別支援学校費であります。

翌年度への繰越額7,279万5,000円があり、不用額は4,248万1,000円余りであります。これは人件費の減及び諸経費の節減、並びに諸工事等の入札による執行残であります。

なお、翌年度への繰り越しは、奈良西養護学校及び西和養護学校におけるスクールバスの購入並びに盲聾学校、明日香養護、大淀養護の耐震設計及び西和養護学校のグラウンド整備であります。

スクールバスの購入は、国二次補正であります地域活性化・生活対策臨時交付金を活用したことによるものでございますが、8月に完了をしております。

残りの部分は関係機関との調整及び工法検討等に不測の日時を要したものでございますが、一部は既に完了しております。

次に、第6項保健体育費であります。翌年度への繰越額6,661万5,000円があり、不用額は6,284万6,000円余りであり、これは諸経費の節減による執行残によるものでございます。

なお、翌年度への繰り越しは、小学校運動場の芝生化推進事業であります。これは昨年度の国二次補正であります地域活性化・生活対策臨時交付金を活用したことによるもの

でございます。

続いて、7項文化財保存費であります。

不用額は3億9,627万9,000円余りでございます。これは補助事業費の減及び埋蔵文化財発掘調査事業の受託額の減等によるものでございます。

次に、34ページ、奈良県育成奨学金貸付金特別会計でございます。

歳入歳出についてでございます。歳入は第1款国庫支出金、第1項国庫補助金で、予算額に対し収入済額が1億179万円増加しておりますが、これは国庫補助金認証増によるものでございます。

35ページ、歳出は第1款教育費、第1項育成奨学金貸付事業費で、不用額は168万7,000円であります。これは奨学金貸与人数の減によるものです。

以上が教育委員会所管の決算概要であります。

続きまして、「平成20年度主要施策の成果に関する報告書」の174ページ、教育改革の推進であります。教育委員会所管事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、県ホームページで公表いたしました。この点検評価は昨年度から実施しております。

また、「奈良県教育の日」の運営では、県民の教育に関する関心を高める取り組みとして、平成15年度に制定しました「奈良県教育の日」の定着に向けて、記載の取り組みを実施いたしました。

「奈良県教育週間」中の授業公開につきましては、96%の学校で行われました。

次に、教育力の充実といたしまして、コミュニティーチャープランでございますが、昨年度に引き続き、県立学校において授業の活性化と地域の活力を生かした学校づくりを推進するため、人材バンクに登録された社会人の方にボランティアによる非常勤講師として、昨年度は24校において授業を実施していただきました。

次に、教員の海外派遣でございますが、教職員研修の充実を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員派遣研修に記載のとおり派遣いたしました。

175ページをお願いいたします。

次に、教員の人事管理であります。学習指導、生徒指導、学級経営等において指導が不適切である教員に対し、研修を通じて指導力の回復・向上を図ってまいります。

次に、教育力の充実の1. 県立高校再編計画の推進でございますが、再編年次計画の最終年度である昨年度は、奈良朱雀高校において備品の整備を行うとともに、学校紹介用パ

ンフレットを作成し、中学3年生及び関係機関に配布しました。

次に、学校教育の充実であります。新ものづくり教育事業としまして、県内の企業等と連携しながら、生徒がものづくり文化や職人氣質を体験的に学び、ものづくりへの興味・関心・喜び・誇りを高める取り組みについて、平成19年度よりも実施学科を拡大し、954人の生徒が参加いたしました。

次の遠距離児童・生徒通学費補助として、過疎地域等における遠距離児童・生徒279名の通学に要する経費について、補助を行いました。

次のへき地教育の充実につきましては、記載のとおりの実業を実施いたしました。

176ページ、芸術教育の充実では、生徒相互の交流と研鑽を深めるとともに、心豊かな人間性の育成を目指すため、全国の高等学校生徒による芸術活動の総合的な発表会等、記載のとおり参加いたしました。

豊かな体験活動推進事業では、子どもたちが社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校教育においてさまざまな体験活動を充実させました。

学力調査等を活用した学力向上推進事業では、平成19年度から実施されました全国学力・学習状況調査等の結果を検証・活用し、効果的な学力向上のための取り組み事例を調査・研究いたしました。

177ページ、生徒指導対策では、昨年度、新たに実施しましたいじめ対策緊急支援総合事業を含め、記載のとおりの実業を行いました。

次に、農林業の振興、循環型社会・景観・人権では、森林環境教育推進事業として、体験学習を中心に森林を身近に感じ、大切にする気持ちを育てる事業を推進いたしました。

178ページ、人権を尊重した社会づくりとしまして、地域の大人の力を借りながら、大人と子どもと一緒に体験活動等を行う講座や、教室を開催した市町村に補助を行いました。

次に学校教育では、人権教育資料「なかま」の配布及び購入助成等を行いました。

次に、教育力の充実の1. 地域ぐるみの子育て教育であります。昨年度新たに地域の教育力の向上を図るため、市町村における学校教育を支援する体制として、29市町村、67校区に学校支援地域本部を立ち上げました。

179ページの社会教育の推進では、県立高等学校の図書館開放を8校で実施するとともに、県立高等学校の持つ教育的文化的機能を活用した地域開放講座「まなびースクール」を24校で実施し、546名の参加がございました。

学校教育課題の解消では、理科支援員等配置事業として、小学校理科教育の活性化と教員の指導力向上を図るため、小学校125学級に対し、退職教員等による理科支援員及び大学教授等による特別講師を派遣いたしました。

次の教育相談事業では、不登校やいじめに悩む幼児・児童・生徒やその保護者、教職員に対する来所による相談、小・中・高等学校等へのスクールカウンセリングカウンセラーの派遣による相談など、記載の事業を実施いたしました。

次の電話教育相談事業につきましても、あすなるダイヤルとして児童・生徒や保護者、教職員からの電話相談を実施し、相談受付時間帯の拡大に伴う相談件数の増加もあり、昨年度の電話教育相談で問題解決した件数といたしましては、5,226件となっております。

180ページ、家庭教育推進事業では、家庭教育の歌「わが家のマーチ」の出前合唱、演奏や親学サポートブックの配布、及び次代の親となる高校生を対象とした、高校生「赤ちゃんとスキンシップ大作戦」や講座の開催、高校生自身が作成した高校生用家庭教育啓発リーフレットの配布等、記載の事業を実施いたしました。

次に、教育番組の制作放送につきましては、記載のとおり事業を実施いたしました。

次に、幼児教育の推進であります。幼稚園、保育園における教育活動から、小学校の教育活動への円滑な接続のあり方について研究を行うため、23園・所を指定するなど、記載の事業を実施いたしました。

181ページ、教員の資質向上でございますが、教員初任者研修では、新任教員に対し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるために記載のとおり研修を実施しました。

次に、社会教育センター事業の充実、職業科高校への社会人非常勤講師の登用につきましては、それぞれ記載のとおり実施いたしました。

182ページ、教育力の充実でございますが、授業料未収金対策では、記載のとおり事業を実施いたしました。

次の高等学校教育等の就学奨励であります。就学支援奨学金として、記載のとおり885名に貸与いたしました。結果として、貸与者のうち95%が高校課程を修了しております。

次に、高等学校教育設備等の充実であります。県立学校の情報教育を推進するために、コンピューター設備等の整備を行いました。

183 ページの高等学校施設設備の整備では、特色ある学校づくりや教育の多様化などに対応するため、奈良朱雀高校の実習棟新築、管理棟改修を行うなど、必要な施設整備を進めました。

次に、防犯防災交通事故対策の高等学校耐震化等事業であります。県立高校は生徒の安全の確保のみならず、地域住民の避難場所としての役割を担う建物でありますことから、必要な建物について、前年度から2カ年で計画的に耐震診断を行うこととし、昨年度は記載の17施設において実施いたしました。

次に、教育力の充実の特別支援学校教育設備の充実としましては、奈良西養護学校及び二階堂養護学校等において、必要なワゴン車やスクールバス、コンピューター等の設備を整備いたしました。

184 ページの特別支援学校施設設備の整備につきましては、記載のと通りの事業を実施いたしました。

次に、教育力の充実であります。学校保健体育関係の諸事業につきましては記載のとおり実施しましたが、県立学校AED設置事業としまして、昨年度、新たに37校、39台を配備し、すべての県立学校への設置が完了いたしました。

185 ページ、2009近畿まほろば総合体育大会の開催準備であります。近畿まほろば総体支援会の設立、イベントやキャンペーンを行うなど、高校総体に向けた諸準備を進めました。なお、本年8月20日に近畿まほろば総合大会は、無事終了しております。

次に、健康づくりの推進では、44校の県立学校のグラウンド等を地域に開放し、1万5,000人以上の方にご利用いただきました。

187 ページ、平城遷都1300年祭等、国営公園化を契機とした観光振興でございます。文化財愛護の普及・啓発につきましては、記載のと通りの事業を実施し、文化財愛護精神の普及を図りました。有形文化財保存事業に対する補助につきましても、記載のと通りの事業を実施いたしました。祭り・行事調査では、3年計画の最終年度として、県内での祭等の実地調査を行いました。近代和風建築総合調査では、地域の資産として保護を図るため、明治から昭和初期に伝統的技法及び意匠を用いてつくられた住宅等について、形態、保存・活用状況等を昨年度から3年間調査で調査するものでございます。

188 ページ、史跡地の整備と保護では、史跡地環境整備事業及び記念物保存事業補助といたしまして、記載のとおり実施いたしました。

世界遺産登録推進事業では、本県で4県目となる飛鳥藤原の宮都とその関連遺産群の世界遺産登録を目指し、後世資産となる史跡の追加指定に向け、飛鳥宮北辺の発掘調査を実施いたしました。

埋蔵文化財の発掘調査及び調査補助では、記載のとおりの実業を実施しました。

次に、橿原考古学研究所事業の充実といたしまして、記載のとおり、事業を実施いたしました。

189ページ、橿原考古学研究所附属博物館事業の充実では、考古学に対する一層の普及と啓発を図るため、博物館の最重要事項として、春と秋にテーマを定めた特別展を開催いたしました。昨年度の入館者数は約4万8,000人、前年に比べ3.1%の増加となっております。テーマ等につきましては記載のとおりでございます。

また、来館者サービスとして、ボランティア解説員を設置し、延べ9,000回以上の説明案内を実施いたしました。また、建造物修理受託事業では、記載のとおり、事業を実施いたしました。

207ページ、奈良県育成奨学金貸付金特別会計であります。育成奨学金として勉学の意欲があり、経済的な理由により就学が困難な高等学校等の生徒825人に対し、奨学金を貸与いたしました。結果、貸与者のうち、99%が高校課程を修了しております。

以上、教育委員会が所管する教育費についての平成20年度決算の状況でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**国中委員長** どうもありがとうございました。

ただいま、商工労働部、農林部、教育委員会からご説明をいただきました。

ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言を願いたいと思います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質問に対して、明確に、かつ簡潔にご答弁をお願いいたします。

それでは、ご発言をお願いをします。

○**中野（明）委員** 何点かお聞きしたいと思います。

今、ご説明ありました中で、県中央卸売市場のあり方検討事業というのがありまして、どのように検討されてきたかということでもあります。

実は、県下の農家では、生産費を大きく下回る生産者価格の低迷で、これではなかなかやっていけないという声が寄せられているわけなのです。ある柿農家の方ですけれども、生産者価格が3～4年前から生産費を大きく下回るようになり、市場へ出した柿が、2Lサイズで、昨年の生産者価格は27円でした。これをつくるための1個の生産費が42円を下回っております。その柿が実際、スーパーの店頭で100円前後で売られていると、お話をされていたわけなのです。この卸売市場での価格とスーパーの店頭価格での差が極端に大きくなっているのだと言われておりますけれども、2004年に卸売市場法の改悪によって、せり取引がなくなったという状況でもございました。今、市場の中で量販店が買ったときに入っていると聞きます。柿だけではなく、野菜も同じようなことが言われているわけなのです。農家の皆さんが一生懸命つくって、それでまた次の生産に回していくそのための生産費に見合う生産者価格にしていくことが大事だと思うのですが、そういう意味では卸売市場でのせりをもとに戻すべきではないかと考えるわけなのです。

卸売市場のあり方検討事業ということで出されておりますので、このことも含めて考えていただきたいし、また市場自身の建物も古くなってきており、建てかえもどうしていくのかということがありますので、このことも含めてお考えいただきたいと思いますが、どのように検討されてきたかということと、卸売市場のせりについてどう考えるかという、このことについてお聞きしたいと思っております。

もう1点は、奈良県食肉流通センターの経営改革などについて、平成20年に提言が出されておるわけなのですけれども、これを進めていくためには、毎年度、進行管理を行う必要があるのだと、改革期間は4年ぐらいが適当でいいだろうと、中間・最終段階で改革内容の評価を行って、改革の達成が望めないときには、存廃問題も含めてより抜本的な見直しを図る必要があるのだという厳しい経営改革についての提言が出されているわけなんです。この毎年、進行管理を行うことを提言されているわけですが、どのような対応をされてきたのか、お聞きしたいと思っております。

もう1点は、能力に比べて処理頭数が少ないと、と畜解体や冷蔵保管業務の工程に照らして、安全性の確保を図りながら必要な従業員の人員配置を見直すことが望まれると書かれてあるわけなのですが、せりは今、1週間にどれぐらいやっておられるのか、また大和牛の平成20年度の解体数はどれだけで、それにかかわる従業員の数はどうなっているか、お聞きしたいと思っております。

もう1点は、企業誘致のご説明をしていただいたわけですが、県内で26、企業

誘致ができたと報告をされておるわけですが、県内から県内へ移られた企業がどれだけあるのか、また県外から県内に移ってこられた企業がどれだけあるのか、そしてまたそれぞれの会社の規模はどんなふうになっているかということをお聞きいたしたいと思います。

もう一つは、きのうも言っていたのですが、関西学術研究都市高山第一工区に空き地がいっぱいあるわけですが、その企業誘致にかかわっての話ですが、この問題につきましては、明日の総括のところでお聞きしたいと思います。

第一工区も関西学術研究都市の一番はじめのところですから、それと合わせて企業誘致にかかわっては、そちらの方に回していきたいと思います。

最後に、教育の問題ですけれども、定数内講師が毎年ふえているという問題です。このことは、平成20年9月の予算審査特別委員会でも取り上げました。その中で、最終的に今後の講師数の縮減に頑張っていきたいという答弁はされたわけですが、今、実際問題、全体の数に対して定数内講師の割合は幾らぐらいになっているのか、何人おられるのかお聞きいたしたいと思います。

もう一つは、学校というものは若い教師からベテランの教師まで、いろんな年代の教師がおられる方が望ましいのではないかと考えるわけですが、現在の正規雇用の教師の皆さんの年代別の構成、20代、30代、40代、その構成がどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○富岡農林部次長 2点あったと思うのですが、全国的に見まして、市場の取り巻く環境が大きく変化しているというのは、委員お述べのとおりだと思っています。したがって、その流れの中で、従来のせりにかわって、より安定的な相対販売というのが全国的な傾向で出てきております。せりにつきましては、全国的に2割程度まで落ちていると、全国的な流れの中で奈良県も同様の動きをとっているということでございます。

それから、生産者価格と消費者価格の話もございましたけれども、これまた生鮮食料品の価格と言いますのは、グローバル社会の中で、全国的な地球状況によって変動しているという実態の中で、相対取引の価格というの、東京であるとか大阪とか、大都市圏での市場での取引などから相対的に価格というのは決まっていると、これはご理解いただけると思うのですが、ただ、県といたしましては、委員お述べのような生産者農家というのは、経営が非常に厳しいと、農林部としても生産振興の面からも、担い手育成対策というのは

十分やっついていかないといけないという認識は持っておりますので、市場の中で公正な価格形成と、あるいは適正な流通が行われますように、市場の中の業者さんにご指導もさせてもらっています。それから農協であるとか、業者等の市場関係者、あるいは青果物の需給状況について、日ごろから情報交換をとっております。

県におきまして、先ほどご質問のありました市場のあり方検討会議におきまして、今後の市場の活性化の方策について、どのようにしていったらいいのかということで、業界の中堅の方々、現場で働いておられる方々もまじえて議論を重ねております。その中でも県産農産物の取り扱いを充実強化していきたいといった声も聞こえています。私もその会議にも入っておりますので、生で声を聞かせてもらっています。

また、農産物価格の低迷、あるいは資材の高騰等で農家経営が厳しいという中で、市場価格の安定を望むと、委員がお述べのような農家の方の声も直接お聞きし、十分認識をしているつもりでございます。

県といたしましては、生産者の意欲がわくように、今年度6月補正で予算をいただいたわけですが、生産から流通までの連携を強化するという趣旨で「顔の見える特選食材流通モデル事業」に予算をいただいております。その中で、大和野菜といった特色のある県産の農産物の一層の流通強化というものを図りながら、生産者の出荷がふえるような環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。

それから、2点目の県中央卸売市場が老朽化しているのではないかとということで、開設以来、32年が経過しております。場内の通路の劣化であるとか、雨漏りなど、老朽化が進んでいる箇所があり、必要に応じて緊急度の高いものから、限られた予算の中で施設の改修を順次行っているというところでございます。平成21年度の当初予算で、卸売棟の屋上防水工事などの改修工事で2,690万円を計上し、順次準備に入っております。

今年度の6月補正で、県中央卸売市場の周辺通路等の舗装の改修工事に2,470万円、卸売市場のトイレの改良工事、衛生面で非常に重要でございますので、850万円、それから今回の9月補正でご承認いただきましたが、冷蔵庫等の改良工事、1億3,000万円ほどの予算を承認していただいております。

いずれにしましても、今後とも必要に応じて、緊急度の高いものから優先しながら順次改修をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○吉村畜産流通振興室長 食肉流通センターについてのご質問でございますが、1点目は平成20年1月に経営改革等についての提言がされましたけれども、それに基づく改善の進捗状況はどうか、そして開設後18年が経過したが、設備更新等の計画はどうなっているのかという点と、せり回数、そして従業員数、と畜頭数という点についてでございます。

まず、1点目の平成20年1月に経営改革等についての提言がなされたが、それに基づく改革の進捗状況はどうかという点についてでございますが、平成20年1月に食肉流通センター経営改革等検討委員会より出された提言では、厳しい経営状況を踏まえ、業務の合理化等、経営改革に取り組むことや、大和ブランドの推進によるセンターの活性化などにつきまして、経営改革行程表に沿って取り組む必要がある旨、ご指摘を受けたところでございます。

このため、県としましては、提言を踏まえ、経営改革行程表に沿って補助金改革を着実に実行しているところであり、経営改革の進捗状況について進行管理しているところであります。具体的には、経営改革初年度の平成20年度は、食肉公社につきましては施設運営経費の縮減により、約180万円の縮減、食肉会社について、人件費等の削減によりまして、約2,950万円の削減を講じたところであります。さらに、平成21年度予算におきましても、約840万円の人件費削減を講じたところであります。

一方、センターの活性化策につきましては、大和牛やヤマトポーク等の出荷頭数の計画的な増加を図ることによりまして、センターの収入を増加させ、大和ブランドの推進を図ることとされており、生産振興、出荷対策の充実と、積極的な情報発信に努めているところであります。

センターの稼働状況も、今年度は前年同月比で増加傾向にございます。

なお、経営改革の進捗管理につきましては、外部の有識者によりまして評価委員会を設置し、経営改革への取組状況について毎年評価していただくこととしております。

平成20年度の経営改革の進捗状況につきましては、平成21年3月に食肉流通センター経営改革等評価委員会が開催され、議論いただいたところでございます。

主な意見としましては、まず人件費の削減等の補助金削減については評価できる、そして収入についての目標達成は厳しいが、来年に向けて盛り返す可能性がある。そして、大和牛、ヤマトポークについて、県民への消費PR活動や販売戦略が必要、主にはそういった意見をいただいたところでございます。

県としましては、評価委員会のご指摘も踏まえながら、今後とも提言に沿って、経営改

革が着実に実行されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そして2点目としまして、開設後18年が経過したが、設備投資の計画はどうなっているのかという点でございます。

先ほどの提言にも、今後の経営改革案として、老朽化に伴う設備更新について、通常の修繕費用とは別に、県民に対しての食の安全・安心を確保するため、計画的に更新費用を確保することの必要性がうたわれているところでございます。

センター開場後18年が経過して、老朽化が進んでいることから、毎年度、緊急性、重大性を考慮の上、設備の一部更新、修繕を図っているところでございます。また、落雷等による突発的な故障発生等の対応を迫られる場合もあります。当センターにおきましては、提言に示された改革期間中でもあり、改革期間の中間・最終段階で改革内容の評価を行うこととしていることから、長期的には必要最小限の設備の更新にとどめているところでございます。

しかしながら、故障発生等により当センターの業務に重大な支障を来す設備については、提言でも県民の食の安全・安心を確保する必要があるとの指摘を踏まえまして、改革期間内においても順次更新、修繕を図っていく必要があると認識しております。

平成21年度におきましては、毎年故障により修理の必要が生じております焼却炉設備の改修工事として、6月補正で690万円を計上しております。

そして、せり回数のご質問がございました。1週間にせりは火・木の週2回行っております。そして、従業員数は現在、役員を除く従業員は、総務系を含めまして27名でございます。

そして、と畜頭数は9月末で牛で1,624頭、豚で3,012頭が9月末現在の頭数でございます。

以上でございます。

○大隅企業立地推進課長 平成20年の企業立地26件という件数の中で、県外もしくは県内の企業、どれぐらいの割合であったかというご質問と、26件の企業の規模はどういうことであったかというご質問であったと思います。

26件の企業に立地いただきましたけれども、本社が県外に登記されている企業が15件ございますが、例えば大阪が本社で、既に奈良県に工場をお持ちで、さらに追加に奈良県に工場立地をされるというようなところが5件ありますので、純粋に奈良県に事業所も

何もなくて出てこられたというのは26件中の10件ということになっており、内訳は、大阪が非常に多くて15件中の13件となっております。

企業の規模に関してですが、敷地の面積が全国平均で企業立地の場合は大体1.5ヘクタール弱ぐらいあるのですが、奈良県の場合は用地がなかなかないといった事情もあり、5,000平方メートル弱ということになっている関係もありまして、輸出型で非常に新聞紙上をにぎわすような企業というわけではなくて、そこにその部材をおさめている企業であるとか、奈良の例えば医薬品の地場産業の方がその工場を増設されるであるとか、そういう非常に有力な中堅企業に多く立地をいただいていると理解をしております。

以上でございます。

○久保田教職員課長 定数内講師の人数と、それから率、それから正規雇用の教員の年代別の構成についてのご質問でございます。

まず、定数内講師の人数ですが、今年度4月現在で1,148名、全体構成で言いますと11.6%ということになってございまして、昨年度よりも1.0%上昇しているというのが現状でございます。

次に、正規雇用、年代別の構成は、今、資料を持ち合わせておりませんが、これも同様に、本年4月1日付の正規雇用の平均年齢は、小学校で47.0歳、中学校で47.6歳、高等学校で48.2歳、そのうち20歳代の教員が占める割合は、小学校で9.6%、それから中学校で4.4%、高等学校で1.5%という状況でございます。

以上でございます。

○中野（明）委員 ありがとうございます。

市場にかかわってですけれども、相対取引になって、市場の中で公正な価格ができるように指導しているのだとお述べでしたが、現実問題、農家の方たちと幾つかお話しさせてもらおうと、そうではなく、スーパーなどの量販店が買いに来て、大和のお茶、あるいは柿とか野菜というようなブランドの特殊な野菜ではなくて、普通に出荷する野菜を買いたたいということなんです。一時、お天気が悪くて野菜が高騰したとってテレビで紹介されていましたが、高騰したら、売り手の方も、農家の生産者のところも潤うのかなと思いますが、ひとつも変わらない。ということは、量販店が安い値段で仕入れて高く売っているということで、実際の県内の生産者のところは大変厳しい実態だということなんです。

そういうことから含めて、量販店が出てきてやるのではなくて、市場としての公正な役割を果たしてほしいというのが、皆さんの願いなのです。

そういう意味におきましても、指導しているからそれで終わりだということではなく、実態をしっかりとつかんでいただき、改善を図っていただくことが大事ではないかなと思います。

先ほどのご説明の中で、空き店舗施設の退場というのですか、もう施設を使わないということで、収入減になっているのだというご報告がありました。この中身をもう少し詳しく、空き店舗が実際どんなふうになっているのかということも、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

そういう中で、どういう対策をすべきかということが出てくるのではないかと思いますので、その点、お聞かせをいただきたいと思います。

食肉流通センターについては、先ほど大和牛の解体はどれだけやっているかとお聞きしたのですが、事前にもらっておりました大和牛の出荷頭数ということであれば、平成20年度で687頭という数字をいただいているのですが、どんな数字で1,624頭になっているのか、わからないので教えていただきたいと思います。

平成21年度の予算を見ていましたら、さっきも食肉会社に対して補助するお金を少しずつだけ減らしてきているのだというお話をされておりました。平成21年度の予算書でも、食肉会社のところは減っているのですけれども、逆に公社のところはふえているのです。この提言を読みまして、食肉の会社と公社と、一体となつての経営改革と理解しているものですから、そこら辺のつながりがどうなっているのかなというのが、頭の中で整理できないので、そこら辺を教えていただきたいと思います。県は食肉会社の経営内容の報告というのを定期的を受けておられるかどうか、そのところだけお聞きをしたいと思います。

教育についてであります。今、小学校、中学校、高校で若い先生が少ないみたいに見受けられたわけなのですが、この前の総務部の審査のところで、人事課長が教職員の退職のピークは平成25年、26年と言われました。定数内講師を、ずっとふやしてきておられるのですが、定数内講師を減らして、正規の教職員をどう確保していくかということに方向転換していかないといけないと思います。これまでも、始業式に講師の先生が決まらないから担任を発表できないとか、数学の定数内講師が配置されないと授業ができないと、講師が決まったのは5月の中旬ということで、実際問題、教育現場ではいろんなところで混乱が起っています。そのしわ寄せがどこに行くかということ、子どもたちに行くのです。

ですから、安心して働いていただくということでいえば、今、非正規雇用を減らそうという大きな流れになっておりますが、そういう意味におきましても、定数内講師を減らして正規雇用をふやしていく方向を示す必要があるのではないかと思いますので、退職のピークとあわせてのこのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○**富岡農林部次長** 数点ご質問いただきました。

せりに関してのお話でしたが、我々としてもデータを収集しておりますけれども、生産者価格、手取り価格、あるいは実際に量販店から消費者が買い上げられる価格、これについて主要な野菜についての統計推移も分析しているのですが、今おっしゃっているその物によって、特異性があるのかと思うのですが、主要な野菜を比較してみますと、全体的にやや微増とか、横ばい、微減と、こういう大きく変動はないのですが、異常災害とか、そういうときには出てきますけれども、今ご指摘のように、品目によっては生産農家の方が出荷しても意欲がないという場合も時期によってはあるかもしれませんので、そういった情報は絶えず収集して、現場の市場の関係者、これは業界の方々も含めてですが意見交換をして、以後の対策に反映していきたいと考えております。

空き店舗の話ですが、空き店舗につきましては、今、平成21年直近ですけれども、66店舗の中で18店舗が空き店舗で、今現在空いている状況ということになってまして、これは長期的に市場全体、全国的な話ですが、他市町でも空き店舗が発生しているという、それぞれ苦慮しておられるのですが、県におきましても店舗の補充という当面の短期的な対策ですが、関連の卸組合とも協議をしまして、平成20年度から入店の制限についてかなり自由にしようと、一定の業種に絞らずに自由にやろうということで、広く入店者を募集する方式に変更し、若干、効果が出始めているのかなと思っておりますが、依然として空き店舗がございますので、さらに強化をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、いろんな市場を取り巻く環境というのは、全国80ほど中央市場ございますけれども、同じような悩みを抱えているという現実がございますので、県としても遅れることのないように、あり方検討会議というのを実務レベルでやっておりますが、今後の市場のあり方、将来展望を持って経営ができるような、設置者あるいは業界の方も取り組んでいけるような検討を早急にしていきたいということで、できれば今年度中には一定の方向性みたいなものを出して、できるものからやっていくと、そういう姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○吉村畜産流通振興室長 中野（明）委員が述べておられました大和牛の出荷頭数は、平成20年度は687頭でございまして、私が申しましたのは、センターにおける牛のと畜頭数という意味合いで頭数を申し上げました。大和牛の今年度の出荷頭数は479頭でございまして。

そして、会社は減っているけれど公社が平成21年度ふえているではないかというご指摘でございまして、これにつきましては、整理機の更新にかかるリース契約の使用料、これが約900万円、そして重油価格の上昇による増加分の90万円、こういうものがございまして、これについてはやむを得ぬ必要な部分の経費増だという認識でおります。そして、経営内容は月次報告を毎月受けております。

以上でございまして。

○久保田教職員課長 定数内講師と教員の正規採用についての再度のご質問をいただいております。

採用者数の決定に当たりましては、定年退職者数でありますとか、あるいは定年前の早期退職者の見込み状況、さらに児童・生徒数の増減の傾向、そういうものを基本にしまして、長期的な視点に立った現職教職員の年齢構成の平準化等の視点も考慮しながら、毎年度、公立の採用数を決定しておるところでございまして。

例えば昨年は、教員284名採用しましたが、定年退職予定者は167名ということで、プラス117名という数字の採用をしたところでございまして、結果的には定年退職を上回る定年前の退職があったというようなことが影響しまして、今回のその講師率が上昇ということになったと分析しております。

本県でも、教員の大量退職時期に入っております、先ほど指摘がございましたように、平成25年、26年に退職のピークを迎えるということは十分承知しているところでございます。

一方、児童・生徒数につきましては、小学校ではある程度下げどまり、それから中学校、高校につきましては、あとしばらく減少傾向にあると分析しているところでございまして。これらを勘案しまして、毎年度採用者数を決定しておりますものの、早期退職者の予測というのが、実際にはなかなか困難をきわめているということ踏まえまして、より精査な

退職者数の見込みを出すべく努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中野（明）委員 ありがとうございます。

市場の問題では、いろいろ努力もされているということはよくわかるわけですが、せりの問題では、義務化しないと法律がなっておりまして、したらだめだとはなっておりませんので、県下の農業をやられている皆さんが、つくったものを安心して市場に出して、それで暮らしが成り立っていくというためにも、公正な価格でやっていくという市場の果たす役割というのがあると思うのです。そういう意味では、決まっていることだからということではなく、いい方向を検討して行っていただきたいと思います。

そうすることで、農家の人たちにもお金も回っていくし、市場の活性にもつながっていくと、市場に物を入れに来たときに、ほかのお店で買って帰ろうかなというようになって、市場も、おさめる人も、地域も活性化するというようになっていくのが、大きく言ったら奈良県の県税収入にもつながっていきますから、そういう視点での対策に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

食肉流通センターにつきましては、本当に大変だという部分もありますけれども、全体の収入の7割を超えるお金が県費で賄われているということは、問題があるのではないかと思います。民間企業というのは、努力してやっていくというところですから、7割以上も県費補助で賄われていたら、努力が足らなくなってくることもありますので、そういう意味では、提言も見させてもらいましたら、と畜の解体と冷蔵・保管業務に対する補助割合ということで、大阪市、神戸市、京都市の中央卸売市場のところで約78%と出ているのです。これに対して奈良県は84%になっており、妥当と考えられる補助割合にしていく努力は必要だということで、提言が出されておりますので、こういう方向に向けて努力をして行っていただきたいと思います。

この問題では、最終段階でどうしていくのかということもありますので、総括でお聞きをしたいと思っております。

教育の部分では、この前、質問したときもそうですけれども、結局、生徒数がどうなるかわからないということで、定数内講師ということで、正規の雇用をしたら、前に質問したときも答えておられたのですけれども、正規に雇用すれば最後まで面倒みていかないと、だけど定数内講師だったら調整できるという言い方をされてたわけなのです。

これは今、民間で人を、調整弁として使うようなことにもつながっていきますし、教育というものは未来の子どもを育てるところですから、しっかりと人の面でも投資をしていただきたいと思います。平成25年、26年が退職者のピークだということでしたら、正規雇用をしっかりと枠をとってふやしていただきたいということを要望して、終わっておきます。

○今井委員 それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。

一つは、教育委員会の関係ですけれども、知的障害の子どもさんが非常に、今、急増しているということが起こっております。地元でも、平成19年に西和養護学校をつくっていただきましたが、当初、154人でスタートしたのが、平成21年で208人になっているという状況になっておりまして、このままいきますと、本当に対応し切れなくなるのではないかと思うのです。今後、県はこうした特別支援教育の問題、どんなふうになされるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、今、新型インフルエンザで各学校が閉鎖とかいうことになっておりますが、学校の保健室におられる養護教員ですが一定規模以上であれば複数配置ということですが、ほとんどが1人しかおられないという状況の中で、奈良県の子どもたちというのは夜寝るのは遅い、朝起きるのも遅くて御飯も食べないとか、いろいろな統計が出ておりますが、しんどくなったりした者がみんな保健室に来られて、それを全部、教員がいろいろ子どもの声を聞いたり受けとめをしなくてはいけないという問題もありますし、けがをされてきたり、熱があったりすると、寝かしておけばいいのか、病院に運ばなくてはいけないのかという判断も教員に求められるということも聞いております。また最近では、教員が教壇に立って、保健のお話もされたりということもあると聞いておりまして、とても1人では大変だという声を聞いているのですが、この複数配置の問題はどんなふうになっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから指導力不足の教員対策として800万円ぐらい予算をつけられていたということで報告を見たのですが、また、8人の方がそれで受けているということで、1人当たりに換算いたしますと100万円ぐらいなので、大学の授業料ぐらいに当たるのかと思うのですが、実際これで職場に復帰されたというのはどれくらいおられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、中小企業の関係ですけれども、商工会の補助のところ、12億円ぐらいの

補助、そのうちほとんどが人件費で、いろいろな指導員、支援員という方を合わせると230人ということになっておりますが、こういう方の身分というのは、職員となっているのか、どういう取り扱いになっているのかわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

それと、県広域地場産業振興センターですが、駅前であり大変便利のいいところなので、以前に県政の報告会に使わせていただきたいとお願いしたことがあったのですが、規約の関係か何かでそれは使えないということを言われまして、せっかくある施設がいろんな条件をつけることによって使えないということであれば、残念かなと思いましたので、もっと幅広く活用できるようにしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

それと、中小企業高度化資金のことで、お尋ねをしたいと思えます。今、中小企業高度化資金全体で言いますと、返済状況がどうなっているのか、そのあたりをお尋ねをしたいと思えます。

それと、一般質問のときにお尋ねいたしました問題で、ヤマトハイミールの返済の問題なのですが、現時点で、今、20億円の貸し付けに対して6,143万7,716円が返済されているというご答弁をいただきました。自宅のところをなぜ押さえなかったのか質問をさせていただきまして、その自宅部分につきましては、奈良市が平成19年2月28日に差し押さえをしている、県税事務所も平成20年3月19日に差し押さえをしているのに、この中小企業高度化資金を貸していた県がなぜ差し押さえをしなかったのか聞きましたら、商工労働部長は、この奈良市の状況について、県として情報を得ながら進めてまいったというような回答をいただいたのですけれども、なぜその差し押さえをしなかったのか、情報を得たというのはどこから情報を得たのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○浅田特別支援教育企画室長 特別支援学校の児童・生徒の増加について、今後どのような対応をしていくのかということでご質問をいただきました。

本県におきましては、知的障害養護学校の過密化を解消するために、障害児教育小学校適正化実施年次計画に基づきまして、平成19年度には西和養護学校、平成20年度には奈良西養護学校を新設をしまして、一連の計画が終了したところでございます。

しかし、委員ご指摘のとおり、知的障害養護学校におきましては、予想を上回る勢いで児童・生徒数が増加しておる実態がございまして、このような在籍者数の増加というのは、

これはもう全国的に共通しているところでございます。本県におきましても、知的障害養護学校の在籍者数を見ますと、平成19年度は807人、平成20年度は880人、平成21年度は970人と増加が続いておるところでございます。また、市町村の小・中学校の特別支援学級の在籍者数も同様の増加傾向にあるわけでございますが、県教育委員会といたしましては、この市町村による就学指導のあり方や、知的障害養護学校だけでなく、特別支援学校全体のあり方も含め、外部委員を中心とした検討委員会を立ち上げ、さまざまな方向から総合的に検討する必要があると認識をしているところでございます。

現在、他府県の状況等につきましても、情報収集を行うとともに、特別支援学校長会から学校の状況などの聞き取りを行い、課題整理をしているところでございます。

また、当面の教室の対応につきまして、市町村の特別支援学級の方は、全体のいわゆる児童・生徒の減少を受け、空き教室を活用して、何とか学校で対応できているかということでございますが、一方で、特別支援学校は特別教室の併用や転用など、短期的な緊急対応をしているところでございます。

以上でございます。

○久保田教職員課長 養護教諭のことと、もう1点は指導が不適切である教諭への対応についてのお尋ねでございました。

1点目の養護教諭の複数配置につきましては、ご質問いただきましたとおり、大規模校19校を除きまして原則1名の配置ということで対応させていただいておるところでございます。なお、必要に応じまして、非常勤ではございますが、別途養護教諭の配置も行っているところでございます。

ご承知のように、国の第8次定数改善計画が不成立となっているのが現状でございます。県としましては、引き続き養護教諭の配置改善を国に対して積極的に働きかけてまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、2点目の指導が不適切である教諭への対応でございますが、それぞれ個別の課題に応じ、プログラムを作成しまして、模擬授業でありますとかあるいは集団討議、介護体験、学校現場での授業実践などの指導改善研修を実施しておるところでございます。平成15年からこの事業を行っておりますが、平成21年4月現在で計22名、研修を受けていただいております。うち14名が復帰、8名が退職というのが現状でございます。

以上でございます。

○桜井商工課長 委員からのご質問、3点ございます。

商工会の職員、これはどういう採用になっているのかというお尋ねでございます。

2点目は高度化資金の返済状況はどうなっているのかと。

3点目はハイミールの関係でございますが、自宅をなぜ差し押さえなかったのか、あるいは税の情報はどこで知ったのかということでございます。

まず1点目でございます。商工会の職員ということで、委員のお尋ねは、恐らく臨時なのか正規雇用なのかというお尋ねだと思っておりますが、これは商工会連合会の職員という形で正規雇用されております。それにつきましては、広域化の進展に伴いまして平成20年度から、人事権を商工会連合会に一括いたしまして、必要に応じて配置するというところで、正規雇用として全県的な運用をしているのが現状でございます。

次に、2点目の高度化資金の返済状況でございます。高度化事業につきましては、委員お述べのヤマトハイミールを含めて滞納案件の平成20年度の償還額合計でございますが、3,417万4,000円余りでございます。これにつきましては、ヤマトハイミールを例にとりますと、去年は連帯保証人の自宅の売却代金を回収したと。あと、あわせまして、ヤマトハイミール本体の強制執行も抵当権を実行して回収した額も入るという形でございます。あとの延滞につきましては、増額含めての交渉あるいは経営診断の中で定額の償還を図って返していただいているところでございます。その延滞の分につきましては以上でございます。あと、当然正規の償還をしていただいております高度化資金もございますので、これは約定どおりに償還いただいているということの現状でございます。

3点目のヤマトハイミールでございますが、まず税の情報はどこから得たかということでございますが、税はご承知のように、地方税法あるいは国税徴収法に基づいて差し押さえをされるということでございますが、これにつきましては、ヤマトハイミールが業務停止をいたしましたのが平成19年6月でございます。そういうことで、不渡りを出しましたのが平成19年6月でございますから、業務停止を受けての事実上倒産ということでございますから、県といたしましては、高度化資金の関係がございまして、繰上償還命令をその時点を出しておりますので、そこではもう債権管理に入っておるという状況でございますので、特に不動産については登記簿の閲覧を常時しておりますので、債権管理の一環としての資産調査の登記簿閲覧をしておりますので、登記簿には甲区の欄に差し押さえが入ってくるということで承知していた状況でございます。

あと、なぜ県税事務所は差し押さえて、県は差し押さえなかったのかということでございますが、先ほど申しました税の方、差し押さえ自体は、公売に持っていくために差し押さえができるということで、手続的には一般の差し押さえと違う手続で、いわゆる嘱託でできるという形でございますが、こちらの、当方の理事長のご自宅は、我々は民事執行法に基づきます強制競売のための差し押さえということで、強制的に売るために裁判所に申し立てて差し押さえするという形でございますが、これにつきまして、先ほどの話に戻りますが、財産調査をしております理事長のご自宅の登記簿、当然閲覧しておる中で、既に金融機関の7,000万円の抵当と、信用保証協会の2億円の抵当物件でございますので、当方が裁判所に対して、弁護士を通じ所定の費用を払って競売を申し立てても、換価の配当が得られないと、むだな金になると。競売はできますが、さきの抵当権者に入るということで、回収できないということもございまして、そういった意味で、当方は差し押さえをしなかったということでございます。

以上でございます。

○今井委員 教育につきましては、障害のある子どもの数がふえていくという問題で、今、当面の対応についてお聞かせいただいたと思いますけれども、抜本的な対応が今後求められているのではないかと考えております。これにつきましては、以前にも言いましたけれども、なぜ今、こんなに障害のある子どもさんがふえているのかという抜本的な対応とその対策、県として根本的にどうしていくのかという、そうしたことを検討する必要があるのではないかと考えておりますので、外部の方を入れた検討会を立ち上げてと言われておりますので、その行方なども見守っていきたいと思っております。これはいつごろをめぐりにしようとしているのか、わかりましたらお知らせください。

保健室の教員の状況ですけれども、国にぜひ働きかけていただきまして、現場の本当に大変な状態を解決するというので、国に改善を行っていただきたいと思っております。そして本当に必要なところであれば、県費でも対応していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

指導力不足の問題につきまして、いろいろされているようなのですけれども、費用との関係でどうなのかという印象を持っておりまして、もう少し検討する余地があるのかと思っております。

この中小企業の関係ですが、これはすべて正規雇用で、雇い主は県になるのですか、商

工会になるのですか、どこの職員なのか、もう一度そこを教えてくださいと思います。

それから、この中小企業高度化資金の関係につきましては、今の答弁を聞きましてから、もう一度、質問を詳しくさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○浅田特別支援教育企画室長 まず、なぜふえているのかということ、それと県として抜本的に対応すべきではないかと、それと外部の方も入って、日ごろからそういう検討委員会を立ち上げるのかということで、ご質問いただきました。

この、なぜふえているのかということにつきましては、文部科学省も一定の分析まではいかないですが、一つの要因としては、保護者の間に特別支援学校における教育に対する理解が深まったことなどが上げられるということ、ごく当たり前の話なのですが言っているところです。ただ、まだ明確な分析というのは示されておりません。県として抜本的に検討していくということで、今、検討委員会、これは正式には来年度早々からということ考えておるところでございます。ただ、それに先立ちまして、校長会でありますとか、関係の方からいろいろ状況について情報収集をするということで、内部的には動いていきたいと考えております。

以上でございます。

○桜井商工課長 県の職員かどうかということでございますが、これは商工会連合会で採用いたしまして、商工会の職員として配置しているという形でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

ハイミールの問題ですけれども、奈良市は差し押さえをしておりますが、奈良市の債権回収ができたのかどうか、そのあたりのことがもしわかっておりましたら、お尋ねをしたいと思います。

この問題、いろいろかかわって調査をしてまいりましたけれども、非常に偶然が重なっていることが多過ぎるという印象を持っております。県が差し押さえをした日、それからハイミールが売却をした日、第三者に売却した日が全く同じであったということとか、県が破産宣告を行った日と理事長が亡くなった日が全く同じ日だったということとか、偶然にしては余りにもでき過ぎていると思うのですが、そうでなければ、よほど詳しいことを知っている方からの情報でも得ていたのかと勘ぐってしまいたくなるような状態がありま

す。

調査をいたしましたところ、この理事長の自宅、土地と建物が転売をされているということでございますけれども、ここの転売先は自宅の地番を住所にしてつくられましたNSという会社がございます、その会社が1年後に購入したという形になっております。さらにその調査によりますと、このNSという会社ですが、実際にはこのNSがお金を出したのではなくて、Yという研究所が購入をしたということになっているわけですが、県はこのことについて知っていたのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○桜井商工課長 まず1点目でございますが、奈良市の差し押さえは消えているかということでございますが、登記簿では消えておりますので、恐らく奈良市に税の分を払われたのかと。登記簿上は、消えているということでございます。

奈良市には、当方は民有地のことでございますので、確認はしておりません。

あと、次、2点目でございますが、同時になっているということでございますが、特に前々から委員が申されておりますように、破産申し立ての日に理事長が亡くなられたということにつきましては、我々もびっくりしている状況でございます。

ご承知のように、理事長は病氣療養中であったということは事実でございますが、我々の判断で死期を予知してできるということではございませんが、逆にそういう状態になったときには、裁判所の申し立てを逆に差しかえると、理事長が亡くなられた同時の日であるということで、受けられないと、破産申し立てが、そういうことで、また当方の代理人が裁判所に相続人を切りかえたということで、かなり手間がかかったということもありません、当方としてもびっくりしているような状況でございます。

そういうことで、偶然と言いますか、外部からの意思をもって我々はしたことでございませぬので、内部の決裁をとって、こういう状態で申し立てをするのだと、そして代理人に相談して所定の経費を払ってした結果が、ちょうどタイミングと言いますか、そういう状態になったと言わざるを得ないと思います。事実そのような状況でございます。

あと、自宅建物につきましては、これは当方も知りましたのは亡くなられた理事長の相続人である奥様に破産申し立てをいたしまして、破産管財人の報告書、債権者集会、県も債権者でございますので、そこで破産管財人である弁護士が調べた結果として記載されたという形でございます。もともと、先ほども申しました県が差し押さえ、あるいは競売しておりませぬ物件でございますので、民間の話もございまして、そういうことで金の出所

も、ある会社とある会社がつながりがあって、そういう形から出たというのは報告書の記載を読んでそうかと思った次第でございます。

以上でございます。

○**今井委員** 奈良市が消えているということであれば、先ほど県のお話では、県がやっても結局むだなことになるからということで、差し押さえしなかったという話ですけれども、何らかの債権回収はできなかったのかと思うのが1点です。

それと、この理事長の自宅及び、あと二つの物件が転売をされております。1件が自宅で2,280万円、それからもう1件が380万円、そしてもう1件が300万円ということで転売をされているわけですが、一つの物件は個人の方が購入している、もう一つのところは株式会社ティーファームというところが購入をしているということになっております。

これを調べますと、このY研究所とティーファームは代表取締役が同一の人物だということがわかりました。その個人の方というのも親族に当たる方だということがわかってまいりまして、実際にお金を払った人の名義ではなく、何で別のNSという名義にしているのかというのも、理解ができないわけですが、このY経済研究所というところのホームページ、いろいろ調べておりましたら、現在、中小企業大学校登録研究指導員というのが出てまいりました。そして、連絡先で中小企業基盤整備機構連携業務支援課というのが出てまいりまして、そこを調べますと、この企業連携支援アドバイザーは括弧付に旧高度化アドバイザーということになっているわけですが、この方がヤマトハイミールの貸し付けの当時に、県の職員だったということを知っているわけですが、奈良県のハイミールの貸し付けにかかわっていた方なのかどうか、そのあたりのことをお尋ねしたいと思います。

○**桜井商工課長** 大きくは2点のご質問でございます。

まず、税は差し押さえして登記が消えているということで回収されたとなっておりますが、なぜ県も差し押さえして回収できなかったのかという、お尋ねだと思います。

これは先ほども申しましたが、我々債権者として、強制競売をかけて換価をする手続のために、当方は民事執行でございますので、差し押さえ行為をするということでございますから、強制競売を前提の差し押さえをかけますと、当方から差し押さえしなくてはなら

ない。差し押さえますと、当然、競売されて換価されると。換価されたときには、抵当権者の優先順位で配当されていきますので、先ほども申しました7,000万円と2億円の抵当権者の方にまず配分されるという形になりますので換価はできないと。しかし、これが偶然というか、任意売却になりましたので、当然、これは手続の話でございますが、強制競売を当方がかけて換価が終わりますと、税の方はこれは後からでございますので、まず配当はされなかったと思います。しかしながら、これが任意売却になりましたので、そのご自宅の登記簿の甲区欄に差し押さえが残るということでございますので、買われた方、入札された方が差し押さえがついた土地を持つということは基本的には余りないということで、税の滞納分を支払われて、差し押さえが消えたという形でございますので、当方がやろうとしている強制競売をやりますと、配分は得られなくて、たまたまというか、任意売却の中で、恐らく考えられるのは、第一抵当権者である金融機関がまず差し押さえをされて、即、外されているということが登記簿上ございます。これは恐らく任意売却、競売でいきますと予定価格が低く、例えば通常の価格が100といたしますと、競売価格は当然落として設定されて、せりが入るという形でございますので、任意売却で高く売却できるということで、金融機関の方とお話しをされて、任意売却でその代金を回収されたと思える状況でございます。

そういった意味で、当方が強制競売をかけますと、配当が得られなかったということで、弁護士等を含めての着手金とか諸費用がかかって、得る金額がゼロで、使った金が発生したということになりますので、メリットがないと考えてやらなかった形でございます。

あと、ほかの3筆の土地ということもございました。これについても、先ほどの資産調査をやっている中で、当方も登記簿を閲覧しておりますし、それにつきまして申しますと、それぞれ3筆の土地にかなりの大きな金額の抵当権が設定されております。例えば、一番大きいところでございましたら10億円の金融機関の抵当権が設定されています。あるいは小さな土地でございましたら5,400万円の抵当権者、銀行抵当権がついております。あるいはほかの1筆につきましても8,000万円弱の抵当権がついておりますので、これについても競売をかけますと、その抵当権者に換価されますので、そういう意味で我々としては回収できないと。あと、この任意売却の中にかかわられた方が、当時県職員であったということも聞いております。その当時、中小企業診断士の資格を持った方でございますので、商業の方ということでお聞きしておりますが、当然、私の認識では高度化資金につきましては、商業関係の診断士はかわりがないと、工業系の診断士になろうかと思っ

ております。その当時、そこにおりませんでした。考えられる診断士としては、工業系の診断士が直接担当しておられたという状況ですので、関係がなかったと考えております。

以上でございます。

○今井委員 その競売のこととかの細かいことは、よくわかりませんが、そうした抵当があるところでも、奈良市とそれから県税事務所の方は、差し押さえをした分をきっちりもらっていたということは、それは事実だと思うのです。だから県としては、怠慢ではなかったかという印象を持っているわけです。

それから、工業系の診断士がこれについてかかわったので、この方は商業の人だったのでかかわっていないのではないかとことを言われておりました。それで、このハイミールの高度化事業につきましては、食肉流通センターの建設と非常に密接に関係しております。食肉流通センターの残さ処理をするということで、このハイミールが立ち上がっているわけですが、経歴を調べましたところ、当初、食肉流通センターの準備室におられて、それでこの商業の方に移られていると。また、食肉流通センターができましたら、食肉流通センターに移ったということですので、関係がないということは言えない、むしろ非常に密接にかかわっていたのではないかと推測をされるわけですが、それは当時の方でないとはよくわからないと思いますので、またあした、総括でお尋ねをしたいと思っております。

それで、この中小企業の支援アドバイザーですが、結局全部をそんなに抵当がついている物件を購入したというのには、よほどの何か理由がなければ、そういうことはしないだろうと思うのです。支援アドバイザー制度というのがありましたので、それを見たのですけれども、そこには、告知事項ということで、企業連携支援アドバイザーのアドバイスに関して、貴組合等に障害が生じた場合、中小企業基盤整備機構はその責を一切負わないものとするとなっているのです。そして、第2項目で、企業連携支援アドバイザーのアドバイスに関して、故意または重大な過失があると認められている場合を除いて、企業連携支援アドバイザーはその責を一切負わないものとするということでございますので、結局これだけ問題がいろいろありましたところを、最終的にご自分で買われたということは、何か故意または重大な過失があると認められていたのではないかとと思うのですが、その点につきまして、何か思うところがありましたらお伺いしたいと思います。

○桜井商工課長 まず、今のお尋ねより先にまず、怠慢であったということでございますが、わかりにくい説明かも知れませんが、税では、すべてできるということで、その強制競売前提ではございません。租税債権をまずかけておけば、優先債権として得られると。しかしながら、それ以外の抵当権が先についておれば、優先はされないという形でございます。税としては簡便に差し押さえ、公売の手続できるような状態になっておりますのでされたという、ここまで言い切っているのかどうかはあるのですが、そういう状況でございます。しかしながら、こちらは強制競売前提でいきますと、配当が得られないという形でございます。その中で、結果として、任意売却になったと、その任意売却は第一抵当権者との協議の結果で任意売却になったということでございますので、我々はもともと配当できないものでございますから、相手とそういうお話もすべき立場ではないということで、金銭的なメリットを考えて、ないという処理をしたという形でございます。

そしてあと、この思うところということでございますが、これは民民の売買でございます。県がいかなることにかかわった形もございませんので、何らかの民民、個人の方が個人の金を使って売買されたということで、いかなるメリットがあって買われたのか、あるいはいかなる目的があって買われたのかというのは、当方では把握できない状態でございます。

以上でございます。

○今井委員 この研究所とそのティーファームと、同じ方が代表取締役ということですがけれども、このティーファームができましたのが昭和62年に会社が設立をされているわけでございます。その当時に代表取締役をしていたのかどうかは、こちらの方の記載資料ではよくわかりませんが、もし昭和62年ということであれば、在籍中ではなかったかと思うのですけれども、公務員が在籍中にその会社を立ち上げるというようなことは認められているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○桜井商工課長 現にその方が職員として建ち上げられているかどうかというのは、存じ上げませんが、それはできないという形になろうかと思っております。

以上です。

○今井委員 そのあたりにつきましては、どうなのかをぜひ調査をしていただきたいと思います。

います。

それで、いろいろ調査する限りでは、何か自作自演のような感じを受けるような気がしてなりません。結局、そうしたのが県民の税金でございましてお金を20億円貸し付けて、6,000万円しか返ってきてないという、そういうような結末になっているわけですが、国との関係で言いますと、これにつきましては、保険で国は別に損失にならないとか、どういうふうな関係になるのでしょうか。中小企業基盤整備機構ですか、その関係はどうなるのか。

○桜井商工課長 まず、国のお金と県のお金を貸したということで、一たん国が県に貸していただき、それを高度化資金として企業にお貸ししたということでございまして。これにつきましては、当然、今現在、債権回収を図っておりますので、回収できたものにつきましては、それぞれ回収したその年に、国と県との割合に基づきまして、国の方に償還しているという状況でございまして。

あと、前後しますが、自作自演とおっしゃいましたが、当方は、理事長の土地とその買い受けられた方というのは市民の取引でございまして、いかなる自作自演であろうとも、当方としては知るべき立場にないのかと考えています。

以上でございまして。

○今井委員 もう終わりにいたしますけれども、あしたの総括のときに、この点についてはお尋ねをさせていただきたいと思っております。

とりあえずこれで終わらせていただきます。

○神田委員 商工労働部に、企業立地に対する補助ということでお尋ねいたします。

平成20年の予算案の中にも載っております、企業立地を促進するための融資、補助ですけれども、ことしも多分あったと思うのです。去年は大規模かな、ことしは中規模の県内への移築とか増築とかで、この条件に当てはまれば補助をするという中身だったと思うのですけれども、ことしのは4月1日からということで、実は3月の初めとか、4月の2週間前ぐらいに、増築とかこれに該当することがあったけれども、4月1日からだからそういう補助を受けられなかったという人があると聞いたのです。平成20年度にそういう相談もあって、今回はこれは大規模ですので、該当しませんという相談事に答えておられ

た。早い時点ではわからないにしても、来年はこういうのをしますということは、4月1日より前ぐらいの人を、その融資、補助を受けられるような、そういう配慮ができないものかという思いがします。なかなかその会社を増築したり、あるいはまた移築してするというのは、毎年毎年行えるものでもないし、そしてまたこういう不況の中で、なかなかやれないのに、せっかくこういう県のいい補助制度ができたにもかかわらず、1年も半年も前ならともかく、それを利用できなかったというのは、何かそういういい方法がないものかと思います。そういう人たちにとったら、知事がいい制度を予算化してくれているのに、結局使われないのだったら絵にかいたもちになります。知事の思いと職員の皆さんの思いとがちぐはぐなのかという思いもよく聞きますので、これからはこうしようかというようないい案を聞かせてもらえたら、非常にありがたいと思います。

それと、農林部の大和牛の件ですけれども、まずこの大和牛の特徴は何ですか。どの部分がおいしいのかということ、そして私たちも大和牛とか、大和のその畜産の分、いろいろ宣伝していますけれども、大和牛とかヤマトポーク、そういうのは需要にこたえられるのかということ、そして大和牛とほかの牛との区別はどういうようにするのか、私たちはわかりませんが、DNA鑑定とかをされているのか、その点をお聞きしたいです。

それで、宣伝すれば、どこへ行ったらそれ買えるのというような質問もあります。取り扱ってるところの一覧表とかないのか、その辺のところを教えてください。

それと、教育委員会で、もう私のおはこでございませうけれども、小学校の英語の学習の進捗状況、先ほどまでは教職員の免許の申告を言おうかと思っていたのですが、一般質問でも出ていましたし、そのとおりですので、小学校の英語の学習の進捗状況を聞かせてもらいたいと思います。

○大隅企業立地推進課長 企業立地補助金の適用の時期の件について、ご質問をいただいたと思います。

我々としても、昨年度、投資額500億円以上の立地に対して補助金を創設しましたけれども、その後、今年度からはその投資額の下限を5億円と引き下げておりますし、またその補助金の割合も3%から5%や10%に改正をしております、ぜひとも企業の皆様方にはこの補助金をご活用いただきたいと、いろんな企業さんとお話をさせていただいておるつもりでございます。

今、ご指摘いただいたように、例えばことしの2月とか3月とか、そういう時期であれ

ば、4月1日以降のその補助金制度が変更されることを想定して、いろんな企業にアドバイスができたのではないかというご指摘だったかと思います。事実、2月中旬に県の行政部局としての予算案ということで、知事から冊子とともに、記者レクをした際に、私の記憶では日本経済新聞の近畿面に、奈良県が企業の補助金を改正の提出みたいな形で記事にいただいたことも覚えております。最終的にはなかなか県議会が通過をしてこない、我々としても確たることが言えないというのもあって、いろいろな企業の皆様方に、例えば4月2日とか、そういうタイミングでいろんな説明会を開催するとかやらせていただいておりますが、残念ながら今年度に関しては、なかなか事前に個別の企業の方々にいろんなアナウンスをさせていただくことはできなかったのは事実かと思っております。来年、この制度が変わるかどうかというのは、またこれから県庁内部の議論を経てということだと思いますが、せっかく我々としてはいい制度をつくり上げていきたいですし、また活用していただきたいと思っておりますので、今回、なかなか皆さんにそのアナウンスが伝わり切らなかったというのは一つの反省とさせていただいて、今後の行政に生かしていければと考えております。

以上でございます。

○大口畜産課長 まずは大和牛の特徴、そして大和畜産ブランドが需要にこたえられるのか、そしてどこへ行ったら買えるのかという3点でございます。

まず、大和牛の特徴でございますけれども、黒毛和種のメスということで、和牛のメスでございます。県内で14カ月齢以上飼育すること、そして出荷月齢が30カ月齢以上、それと奈良県食肉流通センターへ出荷することが一つの要件になっております。

それと、大和畜産ブランドが需要にこたえられるかというご質問でございますけれども、大変需要が多くて、なかなか生産が追いつかないという状況でございます。しかしながら、大和肉鶏は平成20年度に9万6,000羽、これは目標が平成22年度の10万羽にもうすぐ到達する状況でございます。大和牛につきましても、平成15年度に立ち上げまして、その年度は342頭の流通が、先ほどもご質問ございましたけれども、平成20年度に687頭、ことしはおおむね、推定ではございますけれども、950頭ぐらい生産流通するのかなと思っております。これにつきましては、平成22年度、1,000頭目標でございます。ヤマトポークにつきましては、昨年度の3月に立ち上げまして1,880頭、これも今年度のお荷から見ますと、3,500頭程度いくということで、平成22年度の

3, 000頭をオーバーするというところでございます。大和なでしこ卵につきましても、昨年度、ブランド化いたしましたけれども、鋭意、生産拡大、流通拡大をしているところでございます。

それで、どこへ行ったら買えるのかというところでございます。いろんなイベントでPR、そして商談会でPRということで、いろいろ活動はっております。今、ご指摘のように、どの店で、どのレストランでということで、これからできるだけその点につきまして、チラシも含みまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉田学校教育課長 小学校英語の進捗状況についてのご質問がございました。

平成20年3月28日に告示されました新しい小学校学習指導要領では、小学校5・6年において、週1時間、年間35時間の外国語活動が必修化されることとなりまして、平成23年度から全面実施されます。本県では、平成16年度に小学校英語教育指導指針を策定いたしまして、研究モデル校を指定して、小学校早期英語教育推進事業を進めてまいりました。平成18年度には指導資料を収集したDVDを作成配布をいたしております。また、平成19年度からは小学校教諭の指導力の向上に力を入れておりまして、平成20年度にも英語活動、外国語活動の中核となる教員を養成するため、各校1名を対象として小学校英語活動指導者養成研修を実施してまいりました。また、平成21年度からは英語教育の改善のための一貫した教育システムの構築に向け、英語教育改善プラン事業、また新学習指導要領に基づいた教育課程の着実な実施に向けた外国語活動の評価に関する実践研究、この事業に新たに取り組みまして、英語教育の抜本的な強化を目指しているところでございます。

以上でございます。

○神田委員 どうもありがとうございました。

商工労働部のミスっておかしいですが、もう少し利用者の思いを、気持ちをしっかりと理解してもらったら、そういうことを免れたのではないかと思うのです。これ、500億円から5億円に下げたのですか。それは大規模から中規模になったからかと思うのですけれども、その条件に合うかどうかというのは、そういう移築とか増築するには、その企業が建築確認を取っていると思うのです。そうしたら、これは土木部ですか。そういう横

のつながりがしっかりできていたら、もう少し連絡を密にして、せつかくの制度ですから、使える人にはしっかり使ってもらえるようにすることが、県行政への信頼にもつながり、そしてまた知事への評価が上がるということを、皆さんはしっかりと頭に入れておいてほしいと思うのです。

今回は残念でしたが、いつもできる制度ではないのですから、そういう制度をつくったときはしっかりと使えるように気を使って、しっかりと取り組んでほしいと思います。ミスしましたとか、ちょっと忘れていましたとか、そんなことで済むような件ではないと思うので、しっかりやってください。

商工労働部長、そのことについて教えてください。

それと、大和牛ですが、どうして見分けるのかと、お店の人が、これ大和牛ですと言われたら、もうそれを信用するしか仕方がないというところがあります。大和牛と表示はしてあるだろうけれども、誰もわからないと思うのです。

それと、牛肉は霜降りがおいしいとみんなそう思います。でも、私たちみたいにちょっとオーバーぎみの者とか、年齢を重ねてくると、本当は霜降りの方がおいしいけれど、赤身にしておこうかと思う、そういう赤身であっておいしいような牛を研究してもらったら、本当はもっと広範囲に需要がふえるのと違うかと思います。あまりふえても困るのかもしれませんが、そういう飼育の仕方についても一遍研究してほしいと思います。

そして、英語教育ですけれども、もうこれ言いはじめて10年ぐらいかと思いながら、でも着実に深く、また広く取り組んでいただいていると思います。いよいよ来年平城遷都1300年祭ですので、そういうのがあると、英語もできたらいいなと、いつもそう思っていますので、こういうことをずっと見守ってきているところですが、それが私の思いと一緒になのかと思うのは、もう何年もたって、成果が出てきた、その成果を披露できる、披露する、そういう機会がないのか。さっき述べられたのがそれなのか、聞き漏らしましたので、答弁よろしくをお願いします。

○福田商工労働部長 特にそのPR等をしっかりやるということと、それから横の連携ということが大事だと思っております。商工労働部だけではなくに、いろいろございまして、例えば県の関係部局、土木部を中心といたしまして、公用地についてはいろんな意見交換をする場もございまして、さまざまな事案で一緒にやることもございます。それは委員お述べのような事案も発生しているということでございますので、その辺については、なお

一層、連絡を密にしたいということと、それからまたあわせて、建築確認等、今回の事案がどうかはわかりませんが、市町村の職員さんとの連携ということも、これも非常に大事でございます。そういったところにつきましても、近年、会議も含めましていろいろ連絡を密にとっておりますが、今、問題となっております事案について、市町村まで早い段階で浸透できるかということは、非常に難しい問題もございますけれども、いろいろなことを、例えば企業立地についての、いろいろなアンテナを立てておいていただくと、注意をしておいていただくということも大事ですし、そのために我々もいろんな発信を常々していく必要があると思いますので、先ほど企業立地推進課長も申しましたように、今回のこともいろいろ反省をいたしまして、さらに充実を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○吉田学校教育課長 平成20年度でありますけれども、例えば、小学校における英語活動等の国際理解活動推進事業というものを行いまして、これは拠点校5校で公開授業をしたり、特に子どもたちの活動、それから先生方の指導力を高める、そういった研究成果の普及というものは図っておるところでございます。

○神田委員 英語教育についてですが、できるだけ多くの子どもたちに披露できる機会をこれからもつくっていただきたいと思っております。

商工労働部長から、PR等をしっかりやるとともに横の連携が大事だという答弁をいただきました。そうしたらいいとわかっているのにできないという、これが常ですけれども、どこの課もそうですが、できるだけそんなことのないように取り組んでください。

以上です。

○森川委員 先日、議会の皆さんの承認をいただき、長崎県の育樹祭に参加させていただきました。国を挙げての育樹祭、その祭典の中身、しっかりと勉強させていただいて、特に思ったことを要望したいということで、この育樹祭の開催が再来年に奈良県で行われます。その中で、奈良県の特産性をどのように出していくのか、先日行かせていただいたときには、長崎県の特産性、また名物、その中で一番記憶に残ったのが、子どもたちがその事業に、催しの中に率先して参加しておられたことです。各学校、各地域の小学校とかの子どもが、一つのチームになって、ふだんなかなか接し合わないのに、そういう意味では長崎

県の育樹祭のイベントの中で、幅広い各学校の子どもたちが参加して、吹奏楽やまた踊り、そういう地元の特色を生かしたようなイベントをされておりました。奈良県も再来年に向けて、これは林業の方で取り組まれるのか、また農林の方と取り組まれるのか、それともまた奈良県挙げて取り組まれるのか、今後の一つの課題として、また検討していただきたいと思います。来年が群馬県で行われます。できましたら奈良県挙げて、群馬県に参加していただいて、ともに感動を呼ぶような育樹祭を奈良県で開催して成功していただけるように、議会もできましたら一緒に参加させていただけたらということで、要望だけなんです話がさせていただきます。

もう1点、新型インフルエンザで、今、各地の子どもさんが結構多く亡くなっているということで、奈良県としても小・中学校の今の現状をどのように把握されているのか。これから冬にかけて、すごい勢いで広がっていきます。今回は死亡率がすごく高くなってきているように聞きますので、県教育委員会として学校で何人ぐらいの子どもさんがインフルエンザにかかったら休校にするのか、また、全体的に学校を休校にして、インフルエンザが通り越すのを待って、自宅でまず感染しないようにするのがまず第一になってくると思います。といいますのは、各地域でのイベントがあちらこちらで、中止されてきていますが、全然新聞にも、また県も、あまり聞こえてこないのです。どうして、今、質問するかといいますのは、孫が、きのう、このインフルエンザのA型にかかりました。おじいちゃんのとこに来いと言ったのですが、風邪をうつしたら難儀やということで、今、来ていませんが、ただ小学校で蔓延してるということです。あっちこっちの小学校で子どもがインフルエンザにかかっているのだということを初めて聞いて、これは何らかの対応を県教育委員会としても、何か仕切りをつけてやられる必要があるのではないかとということで、急に質問したので申しわけないのですが、何か考えておられることがあれば、返答していただいて、これで質問を終わりたいと思います。

○松本保健体育課長 インフルエンザの対応についてでございますけれども、奈良県新型インフルエンザ対策本部がございまして、そこで一応陽性が出た者を基準にいたしまして、学校でも対応しているわけでございますが、現在では、1クラス3名以上の患者が1週間以内に発生しますと、学級閉鎖をするということになっておりまして、それがほかの学級またはほかの学年に拡大をするようであれば、学年閉鎖または休校という形で対応をしているところでございます。

今、全国的に流行している状況でございますが、少し前の厚生労働省の発表では、ちょうど定点当たりのインフルエンザの報告数でございますが、全国平均が6.4でございます。奈良県が4.85でございますが、平均よりは非常に少ない状況でございますが、だんだんとふえているのは事実でございますが、最近また、若年者の死亡例も出ているということで、教育委員会といたしましては、手洗い、マスク、うがい等の防衛対策につきましては、十分とるようにと申しております。また、これにつきましては毎日、記者発表をしておりますが、今現在では新聞の1カ所に必ず載っておりますが、いろんな行事の中止ですとか、そういうものにつきましては、まだはっきりとは掲載をしていない、そういう状況でございます。

以上です。

○森川委員 できましたら水際でとめていただいたり、また今、新聞でいろいろ言われていたのは、まほろば総体が終わってから一挙に全国に広がったということがときどき載っております。そういう意味でも、奈良県の子どもでは、死亡が余り確認されていないと思うのですが、亡くなったりしたときに、対応が遅いというようなことのないように、できましたら早急な対応だけお願いいたします。

○国中委員長 もう時間もかなり押し迫っておりますので、委員の皆さん方は、本当に簡潔に、短く質問していただきたいし、理事者の皆さんもそういった意味で、聞かれたことだけ、簡潔にお答えを願いたいと思います。

それでは、ご発言をお願いします。

○浅川委員 数点質問いたしますが、主にこの重点課題に関する評価、これに基づいて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、商工労働部からの項目になります。企業立地の促進であります。

この企業立地の促進、ずっとこの総合評価、目を通しておりましたけれども、まずこの立地条件の奈良県における弱点ですね。これは、いろいろ書かれております。大規模立地を可能とするまとまった工業用地がほとんどない。企業ニーズの高い地域に用地がない。多くの地域で水が不足している。専門的、技術的な人材を確保することが困難。これだけ雇用がないと言われる中、確かに専門的、技術的な人材というのは難しい。経済団体等、

十分な連携が図れていない。

このようなことを分析されているわけでありますが、ターゲットを絞った企業誘致、これ具体的に教えてほしいのです。ターゲットを絞ったらどういう企業になるのでしょうか。その辺を当然考えられていると思うので、その辺、教えていただきたいと思います。

また、アンケート調査を随分されたと聞いておりますし、その調査した結果、どういうことを発見されたか、何か目からうろことまでは言わなくても、何かあればその辺についてお答えいただきたいと思います。

次に、農林部ですが、これも弱み、サービス水準の低いものの欄に、耕作放棄地が多く、農地の利用が不十分。兼業農家等の小規模な担い手が大半で、担い手の減少や高齢化が進展。またその農林漁業について、収入及び労働時間のいずれも満足度が低いというようなことがコメントされています。こういうことを踏まえて質問したいと思います。

まず、耕作放棄地における転用可能な耕作地というのはどのくらいあるのでしょうか。反対に耕作不能地というのがあるわけです。耕作不能地というのが出てくると思うのです。2年以上たったらいかなのかな。これがどの程度あって、耕作不能地はどのような対策を考えられているのか。この辺についてお尋ねしたいと思います。

それと、担い手で、県立農業大学の卒業生のうち、就農もしくは県内農業関係会社等への就職率は、何か67%、50%、44%と年々随分下がってきております。これはどういうことで下がってきているのか。実際その農業大学の卒業生に対して、どのような就職あっせんというのか、農業に携わるどういう支援をされているのか。例えばインターンシップ制度とか、そういうのがあるのか。そういったことを講じておられるのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

次に、先ほど、奈良のブランドについて、例えば大和牛、ヤマトポーク、これが中野明美委員からはその流通についての質問がありましたし、神田委員からは販売の話があったように思いますけれども、私はその生産の方の話をするのですが、これ結局、目標としては先ほどお述べになった、大和牛に至っては1,000頭目標、ヤマトポークは3,500頭を目標。大和肉鶏の方は近々10万羽になると。なかなか生産が追いつかないというようなこともあります。ある指数を示してほしいと思うのだけれども、こんなデータはないと思うので、もしお答えいただけたらお答えいただきたいと思うのですが、実際例えばヤマトポークなら、何頭飼ったら、その家は生活できるのですか。大和牛だったらどうなんだろう。大和肉鶏だったらどうなんだろう。

例えば米、減反いろいろ言われてますけれども、米、何反あったら生活できるのですか、今、専業農家で。いろいろ説はあるのですけれど。6町ぐらい持たなあかんとかという話があります。年収500～600万円、800万円、どの辺で設定するかですけれども。どのぐらい生産すれば、大変ざくっとした考え方で申しわけないと思いますけれども、そういうのをモデルケースで示してもらわないと、そういうところから考えないと、それこそムードというのはなかなか進行しないと思うのです。

食べていけるようにしなといかんわけで、ブランド品をつくるのはいいけれども、そういう生産者が生活できるのかどうかというところまで考えてあげるべきだと思うので、簡単に言うとざくっとした考えであったとしても、そういうモデルケースのようなどか、何かそういうのでお示しできないかなと思いますので、もしこれも答えられたらお答えいただきたいと思います。

以上の点についてお願いします。

○大隅企業立地推進課長 企業立地の促進に関して、ターゲットを絞ると、どういうところに絞って立地、誘致を進めていくのかというご質問だったと思います。

ご存じのように、昨年秋以降、大分、経済情勢が変わっておりまして、少し前のもので、本県の課題だと思われていたところが、今はそれよりもっと大きな課題になっているところ、例えば以前は専門的人材が不足をして、景気がよかったころは各社さんがいろんなところに工場を建てられていて、ある意味、人材の競争合戦が行われていたと理解しておりますけれども、現状は少し、そういう意味での人材の競争合戦というのは緩和されているのではないかなと思っておりますが、用地がないであるとか、そういう抜本的なところは引き続き課題だと思っております、こういう点については別途また確保策というのを考えていかないといけないと思っております。

肝心の企業誘致のターゲットでございますけれども、県と明日香村を除く県内の全市町村と奈良商工会議所をはじめとする経済団体と共同で、昨年の11月に奈良県地域産業活性化協議会というものを立ち上げさせていただきました。これは国の法律で、企業立地促進法というものがございまして、その法律の枠組みに基づくものでございます。法律の中身は、県、地域が独自にどういう企業を立地、誘致するのか、したいのかというのを、ある意味、地域版の企業立地マニフェストみたいなものを作成をして、その計画に対して国の同意が得られれば、国の各種の支援策がおりてくるという仕組みになってございませ

て、冒頭申し上げたとおり、県と明日香村を除く全市町村と経済団体とでその計画を策定いたしました。作成した計画が、本年の2月に国の同意を得たところでございます。

この基本計画においては、奈良県としての特徴を踏まえまして、大きく四つの業種に絞って今後の立地を進めていきたいということをおたわせていただいております。

一つは、今後の次世代を担う環境技術創造型の産業ということで、太陽光であるとか、ああいうところの次世代の環境技術ということでございます。二つ目が、従前から奈良県も含めた経済をけん引していただいております自動車関連や電子・電気産業などの高度のものづくり産業ということをおたわせていただいております。さらには、県内各地にある地域資源を生かした地域資源活用型産業。また、大阪や名古屋の間に位置するというので、食料品等の生活関連産業という、この大きく四つの柱を積極的に立地促進をする業種ということで掲げさせていただいているところではございます。

今、その基本計画に基づきまして、食料品と木材加工の民間の2社の方から、その法律に基づく基本企業立地計画というのを提出いただきまして、県が認定を行ったところでございます。これに基づきまして、今後、その2社におきましては、低利融資や税の減免などの支援措置が講じられるところではございまして、いろいろ県の立地の補助金などと合わせまして、この基本計画に基づく支援策というものを、関係各位に周知を図って立地促進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○林担い手・農地活用対策課長 耕作放棄地に対するご質問でございます。

昨年度、耕作放棄地につきましては、全体調査ということで調査を実施させていただいております。その中で耕作放棄地は、奈良県全体で2,010ヘクタール、うち農用地区域内が758ヘクタールという形になっております。

その内訳なのですが、簡単な作業で復旧できるものが898ヘクタール、それから周辺の施設等、水路等の施設整備等、そういったものも含めて整備する必要があるものが458ヘクタールでございます。それで、もう既に林野化されているところも随分ありまして、それはもう農地でないというように判断したものが55ヘクタール、それから判断未了が597ヘクタールでございます。

農用地区域内に含まれております農地につきましては、転用する場合は農用地区域を外して転用という形になりますので、その農用地区域を外すためのそういう要件を具備する

必要がある場合。例えば、他に代替すべき土地がないかどうかとか、それから農業上の効率的かつ総合的な需要に支障を及ぼすおそれがないとか、それから土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないとか、土地改良事業完了後8年を経過しているとかいう、そういう要件を具備する必要があるがございます。

それから一応、林野化しております、既に非農地ということの判断を受けたものについては、もう農地ではないという扱いがされる形となります。

それから、農業大学校の方の就農状況です。卒業生の就農状況につきましてですが、近年、雇用就農がかなり伸びてきておまして、その企業に就農されるというケースが非常にふえております。そういう形で卒業生の就農の率が下がってきておるという状況ではないかと考えておるわけですが、今、詳しい資料を持ち合わせておりませんので、改めましてご説明にお伺いしたいと考えております。

以上です。

○大口畜産課長 畜産ブランドでどのぐらい飼育すればある程度の採算として合うかというふうな委員からのご質問でございます。

ざくっとした話で申しわけございませんが、資料はまたお届けいたしますが、これは相場によって随分違います。それと飼い方によりまして、もう牛は随分変わってまいります。ちなみに通常感覚でいきますと、大和牛ですと、おおむね大体200頭ぐらい飼えば、500～600万円というレベルですけれども、これも相場によりますけれども、これをうまく飼えば1,000万円にもなるというレベルの話でございます。

大和肉鶏の場合でしたら、1羽当たり収益性が500円ぐらいで見ますと、100羽でそれを毎月出していくと。これは計算がややこしいのですけれども、大和肉鶏の場合は120日間飼いますので、年間3回転いたします。それを大体3倍いたしますので、ざくっとした話ですけれども、おおむね300羽から500羽ぐらいです。

ヤマトポークの場合は、おおむねこれも相場で、大体これ1頭当たりどれぐらいの利益があるかということで、500頭ぐらい飼えば、それぐらいの同じぐらいの所得水準になるのかなと考えておりますが、詳細な数字をまたペーパーでご説明申し上げます。

○大隅企業立地推進課長 先ほど、アンケートについてもご質問いただいております、答弁漏れておりましたので、補足させていただきます。

企業立地のアンケートについても、これ10年ぐらい毎年行っておりまして、当初は700件ぐらいのアンケート先からスタートしておりますが、ここ近年は2,000社から2,500社ほどに対象を配布をさせていただいて、回収をさせていただいている状況でございます。昨年度は、回収率が3%程度でございまして、ほかのアンケートと比べても、他府県のやっているアンケートの状況を聞いても、そのような回収率であるというお話でしたけれども、実は今年度に関しましては、これまで10年の蓄積を生かしていただきまして、電話で委託会社にフォローアップコールを非常に丁寧にさせていただくというお願いをさせていただいたりですとか、あとは先ほど申し上げたターゲット企業に絞った上で、またその奈良の会社さんにつき合いのある企業というのをデータベースから引っ張り出してきてアンケートを送付したりとか、そういう工夫をさせていただいております、回収率は少し多目に回収できたのかなと思っております。

これまで、アンケート調査が具体的な立地にどれだけ結びついているのかということをお知らせ申し上げますと、その後、立地の可能性があるんだとか、それは奈良県に問わずあるんだとかいうお答えをいただいた企業に関してはこちらから連絡をとらせていただいて、いろんなご説明を申しあげさせていただいておりますけれども、その後、いろんなところをてんびんにかけられている中で、奈良県に具体的に着地ができていない残念な状況だと思っております。

ただ、このアンケート自身が、多くの企業さんの生の声を我々が把握するツールとして、これは活用できているし、もっと工夫して、うまく活用していくべきであると思っておりますので、引き続き、さらなる工夫を凝らして実施をさせていただければなと思っております。

以上でございます。

○浅川委員 ありがとうございます。

まずその企業立地についてですが、どこの県もやっぱり同じことを考えていますから、だから大変難しいと思います。ただやっぱり地道に、あとはやる気でしょうね。もちろんトップセールスで知事も随分努力されているというような話も聞きますし、その辺はまた一層の努力をお願いしたいなと思います。

奈良県は特殊性があって、なかなかそのマッチング、具体的なその企業名とは言わないけれど、その業種をもう少し具体的に聞いたかったですけれども、それについて、もし答えられたら答えてください。もう少しイメージできるように。こういう業種だったらい

けるとか、商業だったらこんなんだとか。とにかくその資源、土地も少ないわけでしょうし、水も確保できないわけでしょう。人材難やというようなことも、どこかで書いているのです。人材難って何でだろう。これだけ雇用が足りないって言うてるときに、何でこれ人材難ってここで出てくるのかなと、その辺の整合性、その辺をよく分析し、やっていただきたいと思います。

雇用のところもずっと見てたのです。これ、雇用のところを見ていたけれど、雇用もいろいろあります。女性の有業率が悪いとか、非正規就労、若い人のが多いとか、いろいろありますけれども、これを見ててもわからない。雇用の場をつくらないと仕方がないということに、結局は尽きるのかなと思いますので、より一層、本当に努力をお願いしたいと思います。

それから農の方ですが、なかなか答えにくい質問だと思いますが、その辺、例えばそのブランドですね。一応、何とかお答えをいただきましたけれども、この辺、ざっくりの話で、行く行くアカデミックにその辺、分析をしていただいて、こういうモデルケース、これをやったらいけるよというようなところまでお示しいただいたらどうかと思うのです。実際、米にしても、1反、2反というような兼業農家の人がたくさんいて、それが何とか農家で食べていけるようにとか、産業として、もちろん奈良県ではなくて、日本の国の自給率を高めるとかいうような、国家的な課題もかけているわけで、産業として考えるべきではないかと思っておりますので、その辺、一遍やっていただきたいと思います。

あと、担い手ですが、農業の担い手、これは3Kと言われるから、なかなか難しいんでしょう。せっかく農業従事者はふえていると思うけれども、せっかく県立農業大学があるわけですし、それを育成する以上は、就職まで考えてやっていただきたいと思います。いろいろされているかもわかりませんが、今後、これだけまた数字が落ちているということは、この辺は問題があるのではないかなと思いますから、その就職のところまで考えてあげていただきたいと思います。

以上です。

○大隅企業立地推進課長 ターゲットの具体的な業種のイメージということだったと思います。

先ほど申し上げたとおり、大きく四つとしては環境技術創造型、高度ものづくり産業、地域支援活用型産業、生活関連産業となっておりますけれども、例えばその実際の環境技

術の創造型産業ということで申し上げれば、奈良県には今、葛城市にシャープの太陽光電池の製造工場がございますし、そういったところに部品を納入するような企業が、奈良県に集積をするようなイメージでいろんなことが考えられないかなということ、今、勉強しておるような状況でございます。

以上でございます。

○**大国委員** 教育委員会に二つほどお尋ねをしたいと思います。もう端的に質問させていただきたいと思いますが、1点は不登校の問題で、さきの本会議でも議論はありましたけれども、どうもこの中学校でどんとふえるというのが気になって仕方がない状況でございまして、このことについて、改めて、この公立学校で結構ですので、現状と対策を改めてお聞かせを願いたいと思います。

もう1点は、先ほど午前中も質問させていただきましたけれども、体育の日に合わせて、文部科学省がことしの5月から10月、6歳から79歳までの男女約7万人を対象にして、体力の調査をされたということで新聞報道がありました。この中には、子どもたちの体力が向上している傾向が明確になったと書かれてございます。思い返せば、ことしの2月議会で、この体力について質問をさせていただいて、教育長から、この重点課題に関する評価の中にも書かれてあるように、体力は奈良県内の児童・生徒の体力は、すべての種目において全国平均より低位置だと、朝食摂取率が低い、また睡眠時間が短い、子どもたちの生活習慣に課題がある等々、思い返せばそういう答弁もございました。

それで、さらにこの新聞には、順天堂大学の内藤教授という方が、向上傾向が確かになった原因は運動機会をふやそうとする学校の地道な努力の効果があらわれているのはいかと短くコメントをされている状況もございます。

そこで、全国、特に中学校の体力については、下位であったということもございまして、その後、どのように県として取り組まれておるのか、お尋ねをしたいと思います。

○**吉田学校教育課長** 不登校の中学校の現状と今後の取り組みということでご質問をいただきました。

まず、文部科学省が実施しております児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査でございますけれども、その調査で、平成16年度と平成20年度を比較をしてみますと、中学校におきましては、平成16年度1,224人から平成20年度には1,

301人と、77名増加しておる現状でございます。ただ、率で申し上げますと3.23%から3.56%と、約0.3%の増加となっております。

この同調査の全国統計では、中学校における不登校の指導で効果のある措置でありますけれども、家庭訪問を行い、さまざまな指導援助を行った、電話をかけたり、迎えに行くなどした、それからスクールカウンセラーと専門的な指導に当たった、この三つが上位に上げられておりまして、本県ではこのスクールカウンセラーの派遣であるとか相談業務については、既に実施しているところでございますけれども、家庭訪問等を通じた子どもや家庭への働きかけが課題であると考えておりまして、それらを確実に実施する学校の体制づくりを構築していく必要があると考えております。

このため、今年度から立ち上げました子どもの規範意識向上委員会、第2回の委員会を10月2日に開催をいたしまして、不登校に関する小委員会の設置を決めたところでございます。今後、この同小委員会におきまして、公立の中学校の不登校児童・生徒の現状を分析させていただき、また不登校の未然防止に向けまして、社会福祉士等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー、あるいはまた今年度配置いたしました学校サポーター、この活用も含めた学校体制づくりについて、検討を積極的に進めてまいりたいと思っております。

○松本保健体育課長 体力向上の取組につきまして、ご質問がございました。

児童・生徒の体力向上につきましては、平成20年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果が出て以降、従来から進めております1校1運動の推進ですとか、子どもチャレンジ運動への参加に加えまして、ことし2月に児童・生徒の体力向上についての文書を発出をいたしました。全国体力テストへの参加や1日10分以上の運動時間の確保などを盛り込んだ体力向上推進計画を各学校で策定をし、学校全体で取り組むように、市町村教育委員会を通じて、小・中学校に強く要請をしたところでございます。

その結果、今年度の全国体力テストへは、すべての小・中学校が参加をしたところでございまして、調査の結果は12月ごろ発表の予定でございます。

また先ほどの体力向上推進計画につきましては、小学校では99.5%が、中学校では100%、推進計画を策定をしております、組織的、計画的な取り組みを現在進めているところでございます。

一方、体力は生活習慣との関連も考えられますことから、児童・生徒の1日の活動量を

1カ月間、測定をするとともに、生活習慣に関するアンケート調査であります子どもの体力低下原因調査事業を、この11月から実施予定でございます。これはこの事業によって得たデータを整理・分析をいたしまして、体力低下の要因を検証して、今後の体力向上の取り組みにつなげたいと考えております。

また、児童の体力向上に好影響が期待されます小学校運動場の芝生化推進事業につきましても、芝生化の体力や生活習慣などへの影響を検証いたしまして、効果を検証いたしまして、芝生化モデル校実践報告会で公表をいたしますとともに、学校や市町村の取り組みにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○大国委員 この不登校につきましては、冒頭申し上げましたように、小学校を卒業すると、いきなり3倍ぐらいの生徒さんが不登校になると。中学校2年生になればさらに150人ほどアップして、中学校3年生になればもう500人を超えてしまうという、こういった状況がありまして、高校に行くとまたどっと下がり、100人台に下がってきていると。

小学校から中学校へという環境の変化、また人それぞれの人と人と、先生と生徒という関係もあるでしょうし、いろんな意味で、要因はいろいろあるかと思えますけれども、少しその辺に視点を置いて考えなくてはならないのかなと。

もう一つは、小学校のこの不登校につきましては、データをいただいておりますけれども、1,000人当たりの不登校児童・生徒数の推移を見ますと、小学校は1,000人当たりで奈良県は4人、全国平均では3.2人、中学校では奈良県は35.6人、全国で28.9人、この水準が、例えば平成18年、19年、20年もらっていますけれども、ほとんど変わらないです。ここをなぜよそと違うのだと、奈良県とよそと、どこが違うのだということをもう少しシビアに考えていかなければならないのかと思っております。

それで、ここからもう少しなのですが、さらに新聞にはこういう記事が載っていました。文部科学省による子どもの体力向上キャンペーンで、今年度文部科学大臣賞に輝いた茨城県の延方小学校というのでしょうか、そこの生徒さんの標語の中に、「体力は未来にはばたく力だよ」という、この標語が文部科学大臣賞に輝いております。

いわゆるスポーツは体力強化や健康増進だけにとどまらず、人々の精神力を養い、社会の未来をひらいていく力があることを認識するべきではないかと記事は書いてあるのです。

まさにそうかもしれないという思いになったんです。

なぜ、奈良県が体力が低いのか、そこになぜ不登校ということを重ね合わせると、何か二重落としになってくるような気がしてまいりました。

この奈良運動スポーツ振興プランの中に、例えばぐっと不登校がふえる中学校の運動部の部活の状況、10年前に比べて県全体で200運動部余り、加入生徒数で、7,000名余りが減少しているということで、運動する機会がどんどんなくなってきているという状況もあります。全体的に運動施設が少ないのだということもここに書かれてあります。

となると、そういう機会をしっかりとつくらなくてはならないのかなと。加えて、ことし体力トップクラスの福井県に行ったというお話もさせていただきましたけれども、非常に体力的にもというか、運動にかけては非常に素晴らしい取り組みをされておりますし、全生徒がもう習慣づいているのです。常に運動場に行って遊ぶということで、不登校とかいじめはどうですかと言うと、余り問題はないというような回答が返ってきたのを思い出しました。となれば、何かそういう観点で、もう一度考えていただいてもいいのかなと、この記事とこのデータを見せていただいていたんです。

だから、スポーツはスポーツということではなくて、スポーツで自分自身の精神を鍛えて、友達とのつながりもできますし、また先生が入っていただいたらまたつながりもできるし、そこには何か輪ができないかなということも含めて、考えますので、その辺のことについて、何かせっかくでございまして、教育長がおられますので、何か所見があればお尋ねをしたいと思います。

○富岡教育長 おっしゃられていることはよくわかります。体力については非常に危惧しております。標榜しましたのが「知力・体力・忍耐力」というのも、キャッチフレーズと言いますか、スローガンとして上げております。

先ほど保健体育課長から申しあげましたように、まずは32%ぐらいしか体力のテスト、調査に参加しなかったと、とりあえず対象の学年は全部やってもらうようになりました。計画を立てられていなかったのも、おおむね100%、計画を立てていただきました。

一方、生活習慣が体力に与える影響とか、あるいは体力向上に向けて足を引っばっているのではないかと。だけど、相当、我々がおおむね全体の像としてつかんでいるのは、朝食の摂取率とか、特に家族と一緒に摂取しているかどうか、それから睡眠時間が非常に全国的に見たら短い。よく勉強しているのはありがたいのですが、睡眠時間が非常に

短い。これは体力に大きく反映しているのではないかというところまでは、我々推測まではできます。それが本当にそうなのかどうか、先ほど申し上げましたように、子ども規範意識向上推進委員会の中で小委員会を立ち上げて、まずは不登校を見てもらうのですけれども、親になっている子どもの規範意識向上推進委員会と言いますのは、問題行動等とっている生徒がどういう状況なのかという、どうしていったらその規範意識が身についていくのかとかというのを見てもらいます。恐らくその中に、スポーツの関連の規範性というのが出てくるだろうという予測をしています。ですから、これからこの推進委員会の中で、そういう方面からのアプローチもしていただけるようなことになるだろうという予測が立ちますのと、第三者、専門家に見ていただきますと、インパクトが強うございますし、我々もはっきりとその対策を打っていけると。それから、また話が戻るのですが、体力テストにも参加率が悪かったけど、全部受けてみてどうやったのか。こうして見てみると、そこに問題があるとなってくると、相まって、委員おっしゃるような方向で体力についても、実は規範意識にもつながるのではないかと、そういうような広い目に見ながら、どこに解決策があるのかというのを、こういうものを立ち上げながら見ていきたいと思えます。その上で、できるだけ早期に、大きな課題とっておりますので、対応していきたいと、考えておるところです。

○**大国委員** よく理解できましたけれども、その小委員会で、例えばその小学校から中学校へと環境が変わるといって、いわゆるその小委員会の中にも、小学校を担当されている方であったり、もっと言うたら地域の方にも入っていただいて、なぜなのかというところをしっかりと研究していただいて、本当に奈良県の児童・生徒が全員が本当に奈良県で教育を受けてよかったなど、将来、社会へ出て思っていただけのような、努力はしないといけないうのかと思っておりますので、ぜひともしっかりとお取り組みをお願いしたいということ要望させていただきまして終わります。

○**井岡委員** それでは何点か質問させていただきます。答弁は簡単でよろしいですので、お願いします。

まず、教育委員会ですけれども、今回の決算書の中にもありました、朱雀高校の整備の中で、特に物品納入について、もともと工業高校からこっちへ移された経緯もわかりますけれども、選定のときに入札になりまして、ソフトとか、使ってたメーカーが同じであれ

ば、その方向性も決まってくるので、大体納入業者も公平な入札をしてもわかってくるような状態であるのは、周知の事実であると思いますけれども、その中で事前に、学校の先生がちょっとその情報を漏らしていたとか、そういうことを聞いておりますし、また2月ごろでしたか、発注されたある機材ですけれども、それもまあ言ったら全国で1社しかつくってない機材、それをいきなり2月ごろ発注されても、その発注した会社はもう既に用意をしていたと。だから、だれが入札してもそこしか仕入れができなかった。それを予算が余ったのかどうかわかりませんが、4年も前から要望してたものがいきなり急になんとなったと。

そんな中で、それも事前にもうじきこんな品物、前から要望しているという情報を、決して悪い意味ではなくて、簡単に思っていたかわかりませんが、土木部とかその辺の部局の中では大変厳しくなっておりますけれども、先生方にはこの辺が甘いのではないかと、その辺、一遍調査をしていただきたい。これだけと違うと思います。結構あちこちから聞いたりしていますけれども、一遍こういう調査をしていただきたい。できるか、できないかだけ答弁をください。

それから次に農林部ですけれども、これも午前中に言いました長期計画の議会の議決案件の中で二つございまして、奈良県農林振興ビジョン21と、それから奈良の食行動計画ですけれども、これの、奈良県の農林振興ビジョン21は、これは柿本知事が平成19年4月で退任されましたけれども3月に策定されました。今回の評価書にも、2009行政プランの方には評価書に載っておりますけれども、このビジョンの中で結構、数値目標とかが出てます。2010年が数値目標の結果は出ていますけれども、これについて、簡単でよろしいです、この21ビジョンをもう棚上げしているのか、無視しているのか、ちょっとだけつくっているのか、今後この計画はできるのか、答えだけください。

それから食行動計画も、策定されて、ちょうど5年目です。ことし策定されますけれども、もうぼちぼち事前に情報をいただきたい。次にどういう計画を立てるのか、2カ月前には議会にも、事前に審議する必要がありますので、お願いしたいので、どうされるのかをお尋ねしたい。

それから農林部ですけれども、政策部局、初日から質問しましたけれども、大規模な公共工事を政策部局と一緒にして、農林部、土木部も自分たちだけで評価するのではなくて、事前に事業評価を総合的に知事部局も政策部門も入ってしたらどうかということを提案しております。そんな中で、きょうは答弁は必要ございません。あした、総括で一括してま

とめて言いますので、また考えておいてください。

それから最後ですけれども、先ほど神田委員から、企業立地の促進補助事業というのを質問されました。実は、この企業立地に関して、三つほど会社を町内に誘致したりしてありましたけれども、説明を聞いていたのか、うかつとしていたのか、改めてこんなのがあるのだと思って、またこれをお知らせしたいと思えますけれども、着工の時期がいつなのかというのは、建築確認がおりた日なのか、それとも着工届け出をした日なのか。それと神田委員の言われておった事例というのは、さっき商工労働部長が市町村との連携と言われましたけれども、これは建築確認だけだったのか。特に樫原市、奈良市とかは、建築確認はもう市が権限委譲してますし、それから最近、建築確認だけだったら、民間の建築確認がとられてまして、なかなか把握できないと思えますけれども、どのように把握されるのか、神田委員の言われたとこの事例はどうだったのか、具体的に聞かせていただきたいと思えます。

以上です。

○廣野教育次長 井岡委員から、物品の購入につきましてご質問ございましたので、お答えいたしたいと思えます。

今、お話がありました部分につきまして、そういった物品納入については、通常、予算要求時点等で、当然、積算する中で、価格の算定などの参考にするということでの業者からの参考見積もり等を取るとというのが通常の形と思っています。そのような部分が、今お述べのようなお話につながっているのではないかと考えております。

従来から、各学校におきまして、適正に物品発注事務を行うようにということについては、常々指導はしております。ただ、今おっしゃったような疑念を招くことのない形の中で、さらにそういった部分についてさまざまな機関等を使いまして、各学校にもきちんと連絡、指導をしていきたいと思えますので、以上で終わらせていただきます。

今の朱雀高校の話については、確認をさせていただきたいと思えます。当然そういった部分はないとは思いますが、確認はさせていただきたいと思えます。

ただ、先ほども言いましたように、今後、当然物品の購入等が続きますので、そういったことの疑念を抱かれるようなことのないような指導は常々していきたいと思っております。

以上です。

○**富岡農林部次長** 農林振興ビジョンについてのお尋ねでございますけれども、なかなか中身のあるご質問で、お答えにくいところもあるのですが、今、掲げておりますのが、ビジョンというのは、平成19年3月に策定、平成19年度からスタートということで、平成22年の目標値に設定をし、今、進行管理をしているこういう状況でございます。実際問題、継続して行う必要があるような事業、施策については、この本ビジョンの方向性に照らしながら、チェックをしながら、指標についてもその成果指標として活用はさせてもらっていると、我々つくったものですので、大いに活用はすると。

例えば、先ほど出ていましたけれども、大和牛の出荷頭数、これについても1,000頭というのは、そういう目標値を掲げ、努力目標として日々努力をしているという、そういう活用の仕方をさせていただいております。ただ、お述べのようにビジョン策定後に知事がご就任をされたということもございまして、農林業の活性化に向けて、知事から抜本的な方策を考えよとか、あるいは具体的、実践的なものも短期的な取り組みとして考えよと、いろいろと部内でも議論をし、関係者とも議論しながら、例えば知事も入っていただいて、総合農政推進懇話会といったものも、過去2回開催しておりますけれども、今後の農林行政の基本方向を検討して、かつ知事のデータ分析、評価をしながら、新たな施策、実効性の上がるものを考えよということで、日々考えているわけなんですけど、例えばその中身で、よくある直売協定書を結んで実践的にやり、あるいは販売戦略、マーケットニーズに合ったようなものを考えよと、こういうのは特に知事の熱い思いが出て、我々は即効性を持って対応しているというのが実態です。

ですから、一方で21ビジョンというのは、方向性としてそう2年、3年で変わるものではないと思っておりますので、農業の振興というのは非常に難しい問題であり、かついろいろなチャレンジをしていかないといけないということで、方向性は堅持をしつつ、具体的な対応については、知事の思いであるとか、具体的なアイデアとか、そういうものを加味して我々事務方が施策を具体化していくという、そういう使い分けと言いますか、両方を使っていると、そういう実態でございます。

以上です。

○**杉村マーケティング課長** 食の行動計画に関しましてお答えいたしたいと思っております。

食の行動計画につきましては、既にご案内のとおり、平成遷都1300年の2010年

に向けまして、奈良のうまいものづくりでありますとか、あるいは安全・安心新鮮な食材づくりという面で、着実な推進を図るために、委員もご指摘のように、平成16年3月に策定したものでございます。なお、この後の計画につきましては、今申しあげましたように、平城遷都1300年祭に向けましての策定したものでございますので、中でも奈良のうまいものづくり等々に関しまして、順調に推進しておるところでございまして、委員ご指摘の今後の状況に関しましては、これを今後どうしていくかにつきましては、十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**福田商工労働部長** 市町村の連携の関係につきまして、お答え申し上げます。

建築確認だけではなしに、県のいろいろな企業誘致、企業立地についての情報を市町村の職員さんにもお伝えする、逆にまた市町村のお抱えの問題点等、いろいろな情報もこちらにも知らせていただくという、双方向での情報の発信収集が必要だと、より一層密にしていかなければならないと、そういう趣旨で申し上げた次第でございます。

補助金の案件につきましては、企業立地推進課長からご説明いたします。

○**大隅企業立地推進課長** 補助事業の着工とはいつかというご質問だったと思います。

補助金も大規模であるとか中規模であるとか、またはその新規、増設であるとか、集約であるものとか、いろいろありますので、それは県が期待する経済波及効果や雇用創出効果を踏まえまして、要件を設定させていただいております。着工時期については、基本的には造成工事を始めた時期であるとか、実際の建物を建築、建設を始めた時期というところが基本の考え方になると思っております。

今回のその件でございますけれども、我々としまして、平成19年に公用地を買収されたときから、少しおつき合いを始めさせていただいております。その後、るるいろいろな情報交換をさせていただいております。

今回、我々が思うところは2月の中旬、中旬ぐらいに既に工事が始められていたと思っております。そのときの、先ほども商工労働部長からもご答弁申し上げましたけれども、いろいろ今回のことを省みまして、今後に活かしていければいいかと思っております。

○**井岡委員** 教育委員会ですけれども、これは多分システム的な問題だと思いますが、会

計局にいった時点では、もう指標が公表をされるわけです。そのときしか業者のみんながわからないわけです。そうしたら、億単位の案件でしたけれども、この仕事だけが、何か知らないけれども、いつも田原本町にある教育研究所、その人たちは詳しいから、結構中身がわかる、公平にソフトをやれるけれど、去年、県立学校再編室でしたか、そっちの方で発注されたみたいなので、その辺がわからなかったということもあるみたいなのです。

それから、公平にしてくれたらだれも文句は言わないのだけれども、その仕様書の中身が公平ではなかったということから問題が始まっています。いきなり仕様書を1月の初めにぽんと出されて、さあ見積もりしろ言うたところで10日か何かで決まっても、みんな手おくれです。もうそなん1社で決まっています。

これは、億単位以上の仕事です。公共工事だったら、えらい問題です。こういうのが教育委員会の中にあったということも、もう一遍調査していただきたい、また公表もしていただきたい。細かな部分、今、建築の方は、営繕課へ移られましたので、専門性はあってよかったのですが、この辺は解決法なんかもう全然わからないと言ってます、仕様書を見ても。この辺のシステムを変えてもらわないとあかんと思いますので、答弁よろしいですから、またよろしくお願いします。

それから、次ですけれども、農林の振興ビジョン、今一番、知事がいらいらしておられる部分だと思います。そんな中でも、この振興ビジョン、もう知事が進めたいなら進めたいようにしたらいいと、はっきり言ってみんなと一緒に一生懸命いったらそれでよろしいと思いますから。今までの仕組み、そして特に農林部は技術畑の方が多から、昔の頭そのままですって、手続屋の方に頭を一遍変えてもらいたい。それだけでございます。農林部長も新しく農林部へ来られましたので、またその辺よろしくお願いします。

それから、食行動計画、これはするということによろしいのですね。後で答弁ください。

それから最後ですけれど、商工労働部の企業立地推進、何で建築確認にこだわったかと言うと、建築確認というのは、市町村とか市が負託とか、それから一般でもいけますけれども、調整区域なんか、絶対開発審査へかかって、半年以上かかりますでしょう。その間に、企業立地推進課といろいろ打ち合わせする中で、そういう情報を取ってでも、神田委員の事例でも教えてあげたらよかったのではないかと思ったりします。

それから開発審査会にかけると言ったら、ほんまに土木部も行って、そこから県の本庁へ上がって、500平方メートル以上の市街化区域での開発にあっても、1,000平方メートルまでだったら土木事務所へ行く、1,000平方メートル以上だったら県の本課

へ来る、そんなんで県でいきらでもチェックできますしね。その辺を建築課と密にしてい
ただいて、情報を共有していってもらわないと、横の連携がなかなかとれていない。特に
近隣集落のいろんな地場産業で認定してもらおうときでも、近隣集落、市町村で端境やっ
たらもう隣の大字は認められないとか、川があったらできないとかで、建築は非常に厳しい
です。この辺を県庁の方から協議していただいて、情報をくれるようにしていただけたら、
それは要望でよろしいです。この行動計画だけお願いいたします。

○杉村マーケティング課長 食行動計画につきましては、先ほども申し上げましたように、
平城遷都1300年祭に向けまして策定したものでございますので、今後どうするかにつ
きましては、十分検討してまいりたいというお答えをさせていただいたつもりですので、
よろしくをお願いいたします。

○井岡委員 議会の議決案件に必ずしてください。それだけでございます。

以上で終わります。

○国中委員長 ほかにございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○国中委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって商工労働部・農林部・教育委員会の
審査を終わります。

どうも長時間ご苦労さんでございました。

なお、あす10月16日、金曜日は、午前10時から総括審査を行います。

総括審査には、奥田副知事、窪田副知事、部局長、理事が出席していただきますが、委
員の皆さん方、特に出席を求める課長なり室長がありましたら、申し出ていただきたいと
思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○国中委員長 ご覧ですか。

またあるようでしたら、事務局の方へひとつよろしく申し上げます。

長時間本当にご苦労さんでございました。

本日の会議を終わります。